



■ 会長・支部長 新年挨拶

■ 特集

建設業における働き方改革の推進
建設業の働き方改革
建設キャリアアップシステムと
専門工事業

■ レポート紹介

「防水施工管理技術者」資格更新
レポート優秀作紹介

■ トピックス

研修会、講習会等報告
全防協関係の表彰者紹介
新たな防水工の建設マスター・
ジュニアマスター誕生
第6回中日韓防水シンポジウムに
内田浩文常任理事が参加
平成29年度登録防水基幹技能者
講習合格者発表
第9回防水シンポジウムを開催

担い手育成と処遇改善に邁進

一般社団法人 全国防水工事業協会
会長 高山 宏



明けましておめでとうございます。

皆様には健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の活動にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年も日本列島は自然災害に見舞われ、台風の25個の発生、各地での集中豪雨や地震の発生で大きな被害を受けております。安心安全に日常を過ごすために必要な国土強靱化への対応が必要であり、各所で建設業が活躍し、地域に貢献をしております。

経済面では、景気回復が紙面に躍るなか、建設業においても実績好調の記事が多く見受けられます。反面、専門工事業においては一向に景気回復の実感が得られない状況が続いていると思われます。

昨年10月の「国難突破解散」により安定政権が続くことになり、建設業も待ったなしに、政権が目指す「働き方改革」の週休2日制や生産性向上に本腰を入れて対応する必要性に迫られています。

昨年からの社会保険加入により工事原価の上昇に見合う組織維持や東京オリンピック・パラリンピック開催後を見据えた今後の経済見通しの不透明感から、経営の舵取りが一層難しくなっております。

日本建設業連合会においては、29年度の事業計画に「会員企業におけるシステムの活用促進」(建設キャリアアップシステム推進本部)、「建設業における生産性向上の成果と問題点の検証」(生産性向上推進本部)、「週休二日の普及」(週休二日推進本部)の新規項目を加え、国の政策課題に対応しようと図っております。遠からずともその波は専門工事業にもおよんで参ります。それは企業評価やそれを支える技能者の評価にも関わってきます。

今年4月から「建設キャリアアップシステム」の先行登録が開始され、来年4月には本格運用を目指しております。建設現場に入場する技能者や、雇用企業の登録を目的とし、将来的に建設業のビックデータとしての活用も視野に入っております。

当協会も、建設キャリアアップシステムに登録される、建設業法に基づく防水に関する指定講習機関として1489人の登録防水基幹技能者を輩出しており、当協会が当初目標とした平成30年度末1500人を達成する見込みとなりました。多数のこのような技能者が新築、改修等を含め施工に関わっていることが、防水工事の施工に関し顧客に与える「安心」に大きく寄与するものと考えております。

当協会では、30年度の資格講習会を名古屋・大阪の主要都市において10月に開催し、受講者の拡大を図るとともに、登録防水基幹技能者制度の更なる浸透、普及に尽力いたします。また、2月に実施する協会独自の施工管理担当職員を対象とする防水施工管理技術者資格制度を通して、防水工事業を担う者の育成や処遇改善に資するよう努めて参ります。

魅力ある就労環境の創出を実践し、協会の活動はもとより、他の専門工事団体とも連携を図りつつ、国民生活を支える建設業界の一員として、防水業界発展のための活動を推進して参ります。

私事になりますが、昨年の秋に叙勲を受けることが出来ました。偏に会員各位のご協力、ご支援の賜と感謝申し上げます。今後とも防水業界発展のため活動する所存です。

最後になりますが、関係各位のますますのご発展とご健勝を祈念するとともに、当協会への変わらぬご指導・ご鞭撻を願ひまして、新年の挨拶とさせていただきます。

経営者の事業継承は、 時間をかけてじっくりと！

北海道支部長 片山 英男



新年あけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年中は、協会員の皆様をはじめ、関係各位のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一昨年の北海道は、歴史上空前の大型で強力な台風が幾度となく直撃し、主力産業で生産基盤である一次産業の農業や漁業、営々と築き上げてきた社会資本に甚大な被害を受けました。昨年も本州や九州各地において、台風など自然災害が猛威を振るい、被災された方々には、衷心よりお見舞い申し上げます。改めて自然の脅威を痛感するとともに、災害に強い国土建設を推進する必要性を感じさせられた年でありました。このような中で、昨年の本道は、天候に比較的恵まれ、生活基盤に立ち直りの兆しが見えてきており、胸を撫で下ろしたところへ、10月に突然の解散総選挙がありました。本道の防水工事にとって施工のピークを迎えた時期と重なり、人員や工程などのやり繰りに各企業が苦労いたしました。しかし、引き続き安倍政権が続投となり、アベノミクスの総仕上げや働き方改革の実現など大いに期待しているところです。

さて当支部では、毎年支部総会終了後に開催している研修会において、少子高齢化に伴う深刻な人材不足や技術の伝承などとともに経営者の事業継承が喫緊の課題であると認識し、昨年は「防水事業の経営に係る継承問題」をテーマにいたしました。防水業界を取り巻く環境で、事業継承の手法、後継者候補の早期選定、将来ビジョンの話し合いなど時間的余裕が必要とのアドバイスを講師から受け、業界が厳しい状況にならないよう早めの対応が求められる必要性を改めて痛感した次第です。

今後とも、業界一丸となって防水事業を取り巻く若年者の入職促進、ダンピングの排除に対する適正価格の維持、社会保険の加入促進などの諸問題に取り組み、防水工事の持続的な発展と業界の健全な就労環境の構

築を目指して参ります。

また私事ではありますが、昨年7月に当協会推薦により、国土交通大臣表彰(建設事業関係功労)の栄を賜りました。関係各位に感謝申し上げますとともに、さらなる防水業界の発展に尽力して参る所存でございます。

最後に今年が、皆様にとって明るい年となることを祈念し、当支部への変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。新年の挨拶といたします。

地域に根ざした 人材を育成

東北支部長 葛西 秀樹



新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年中は協会員の皆様をはじめ、多くの関係各位にご協力を賜り誠にありがとうございます。

昨年の東北支部活動としては、事業計画に基づいた次世代の育成に繋げるべく、青年部会の発足、専門工事業者としての地位向上を図るため、内田浩文常任理事のご協力のもと「2級建築施工管理技士(仕上げ)」の事前講習の開催、国土交通省東北地方整備局建設部との意見交換会を開催するなど、計画に基づいた活動をして参りました。

特に、国土交通省東北地方整備局との意見交換会には、当支部の青年部の方々にも参加していただき、形式的な話ではなく、東北地域の防水業界の現状、社会保険未加入対策など、本音の部分での意見交換ができました。青年部の方々には、次に繋がるきっかけを作ることができたのではないかと思います。東北地方整備局の方々からも、青年部の方々と有意義な意見交換ができたとお言葉をいただいております。

振り返りますと、このような活動ができるのはやはり当協会に加盟していればこそであり、本部役員・事務局の方々にご尽力いただき、感謝に堪えません。

東北地域の建設業界は、震災から丸7年が経過し、今年の3月で8年目に突入します。熊本地方の災害、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けての中

央での建設ラッシュが続き、記憶から遠のいていきつつあるかと思われませんが、今後の防水業界を考えますと厳しいものがあります。地域に根差して活動する次世代の育成に努めて参りたいと思います。

最後に会員各社のご健勝・ご繁栄を祈念申し上げるとともに、本年も全防協の活動にご支援・ご協力をお願いいたしまして、新年の挨拶といたします。

積極的に 情報を発信

関東・甲信支部長 坂田 守夫



明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、穏やかに新玉の年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

さて、今後、わが国はますます労働力人口の減少が顕著になっていくと予測されていることから、国は現在「働き方改革」を掲げ、労働力不足の解消に向けた対策に本腰を入れていこうとしています。

その対策の一つが、2018年1月に始まる通常国会で審議が予定されている「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」です。長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現や雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などを柱とする本法案は、全産業の中でも年間総労働時間数が長い建設産業に非常に大きな影響を与える内容であり、加えて、建設産業ではいよいよ今秋から、技能者情報の一元的把握を可能とし、専門工事業者の施工能力の見える化につながる建設キャリアアップシステムの運用が開始されるため、建設産業は人材確保の面を含めて、これからの数年が非常に大事な時期となります。

当支部では、これまでも研修事業には特に力を入れ、昨年11月には近い将来必要になるであろうBIMの体験研修を初めて実施するなど、支部会員企業の生産性の向上、経営管理能力の強化に努めておりますが、今後も研修事業の内容を充実させるとともに、情報発信を積極的に行っていく所存です。

最後に、昨年12月に北川栄一副会長におかれては

闘病むなしくご逝去をされました。多くの防水業界団体でご活躍をされ、意欲を持って防水業界をけん引されておられただけに、大変惜しい方を我々は失いました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

極めて多忙な一年

中部支部長 山本 康敬



新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年は当協会の事業に際しましては、格別のご理解ご配慮を賜りましたことを、心より御礼申し上げます。

さて、昨年の天候においては、連続する台風や長雨による工程の遅れが防水工事業界には逆風でありました。社会においては、働き方改革による時間外労働の自主規制や、建設現場における完全週休二日制の導入等々、素直に納得しにくい話題もいろいろ聞かれました。

当支部におきましては、昨年10月に名古屋市観光文化交流局・名古屋城総合事務所主幹・中野勝之講師をお迎えして「本丸御殿・天守閣木造復元化について」「金シャチ横丁構想」について、大変楽しく分かりやすいご講演を賜りました。名古屋生まれの私にとっても、奥深い名古屋の歴史には大変驚かされました。今年からオープンする金シャチ横丁においては、「名古屋めし」など「多数の催事が楽しめる施設」と認識いたしました。

また第二部として、矢作建設工業(株)建築事業本部管理部長・紀伊保講師には、「建設業の採用支援について」とのテーマで会員諸氏が抱える人手不足に対する不安解消の一助として効果的な採用活動についてのポイントを、明解にお話しいただきました。

本年も昨年からの建設会社の株価高騰に示されず、建設業界は元気です。その流れの中で、防水工事業界も極めて多忙な一年になると思われます。

最後に、当協会会員の皆様のますますのご隆盛、ご多幸を祈念し、新年の挨拶といたします。

働き方改革を 強力に推進

北陸副支部長 高橋 英樹



年頭のご挨拶を申し上げます、副支部長の高橋です。昨年12月に北川栄一支部長がご逝去されました。非常に残念です。ご冥福をお祈りいたします。ここに北川支部長がご用意されました年頭挨拶文を掲載させていただきます。

「新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中は、会員の皆様をはじめ関係各位の一方ならぬご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の国内経済情勢を振り返りますと、景気は緩やかながら回復基調で推移し、企業収益も円安や輸出の増加等を背景に、全般的には好調さを維持していたかと思えます。雇用環境は、有効求人倍率の上昇や新規学卒者の就職率の高さから改善傾向が継続しており、ここ北陸においては、有効求人倍率が全国トップクラスの高さでした。所得環境においても、国民一人ひとりにおいての実感が、なかなか伴わなかったかもしれません。しかし、少しずつ緩慢ではありますが、上昇傾向にあったと思えます。本年も為替など、国際的な外的要因がなければ、回復基調で推移するものと思われる。

しかしながら働く環境は、少子高齢化がますます進むことにより、人口の減少も止まらず、内閣府の発表によると、50年後には推計人口が9千万人を割り込み、高齢化率も4割近くになるとされているなかで、ますます人手不足感は深刻化して行きます。特に建設業においては、若年者の入職率が下がるなか、高卒における新規学卒者の3年以内の離職率もほぼ2人に1人と依然として高く、人材の確保ならびに定着は大変厳しい環境にあります。

こうしたなか国土交通省は、従事者の賃金水準の適正化や社会保険への加入促進、週休2日制といった休日の確保等、働き方改革を強力に推進し徹底することで、担い手の確保と育成につなげていく方針であります。

官民一体で真摯に取り組むことと、企業それぞれの努力が必要不可欠であり、その実現は容易ではありません。北陸においては年間降雨日数が多い地域であり、施工日数が確保できないと工期に影響が出てしまいます。工期が迫る中での休日出勤は、やむを得ない面もありますので、適正な工期設定が必要であります。

当協会としましては、防水工事の重要性を広く浸透させ、建設業界での地位向上に向けて、登録防水基幹技能者の資格保有者のさらなる拡大を図るため、講習会ならびに認定試験の実施を積極的に推進し、普及に向けて会員企業のより一層のご支援とご協力を賜りたいと存じます。

最後に皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

北陸支部長 北川栄一

——以上のメッセージをうけ、私たち北陸支部はよりいっそう前進して参ります。今後ともよろしくお願いいたします。

着実な取り組みと 歩みを

近畿支部長 山崎 陸治



新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

日頃より(一社)全国防水工事業協会本部ならびに当支部の活動に対しまして、皆様のご協力を賜り心から感謝申し上げますとともに、深く敬意を表します。

今年の干支は「戌(つちのえ)戌(いぬ)」です。昨年は酉年で「商売繁盛」や取り(とり)・採り(とり)と、収穫の意味がある年でしたが、戌年は、その収穫後の守りの年となり、アフターフォローやリスクヘッジをする事でより大きな信頼へと繋がります。また、安産にも吉な年でありますので、新たなスタートの年とされても良いのではないのでしょうか。

当支部では、昨年11月8日、かねてより準備を進めておりました、7年に一度の近畿支部物故者諸霊慰霊祭を大阪・四天王寺本坊にて無事執り行うことができ

ました。荘厳かつ厳肅な法要の祭主を務めさせていただき、この防水業界でご活躍・ご貢献してこられた方々を偲ばせていただくうちに、感慨無量なるものがございました。これもひとえに、皆様のご協力のおかげと厚く御礼を申し上げます。

また12月4日には、国土交通省近畿地方整備局との初の意見交換会を当支部にて開催いたしました。当日は、建政部建設産業調整官・永富栄三氏、建政部建設産業第一課 課長補佐・川内勝嘉氏、(一社)大阪府建団連 事務局長・藤川義治氏の3人をお招きし、支部役員との間で活発な意見交換がなされました。

かねてから大きな問題であった社会保険未加入問題の建設業における現在の加入状況、それが建設工事に及ぼす影響、そしてわが防水工事業を筆頭に雨天に作業ができない業種における週休2日の問題と対策、さらに登録防水基幹技能者の資格活用方法などについて、こちらの質問事項にはご準備いただいた資料等をもとに解説していただき、その場で解説できないところは、後日解答をいただけるようお持ち帰りいただいた事項もございました。

意見交換会は非常に有意義なものでありました。今後も定期的に実施し、防水業界の率直な意見を積極的に投げかけていきたいと考えております。

当支部では、これまでこれらの諸問題に前向きに取り組む、講習会等も複数回開催し、その都度多数の皆様のご参加を頂きました。引き続き、周知に努めて参りたいと思います。

本年大阪におきまして、2月22日には、防水施工管理技術者認定試験、10月16・17日には登録防水基幹技能者講習が実施されます。ご自身の技術・技能スキルの確認や向上のためにも、受験資格を有される方は是非挑戦されることをお勧めします。

最後になりましたが、2018年が会員の皆様にとりまして、お健やかで多幸でありますよう、祈念いたしております。建設業界における防水工事業の地位向上という私たちの夢は、皆様のご協力があればこそ実現するものと信じております。まずは目の前の課題の一つひとつ着実に取り組んでいきましょう。どうか皆様、今年もよろしくお願いいたします。

若者に希望と 魅力ある業界を目指す

中国支部長 長島 隆良



新年明けまして、おめでとうございます。平成30年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます

昨年10月の衆議院総選挙では、森友・加計学園問題などが取り沙汰されるなか、自由民主党の圧勝で終わりました。同24年の総選挙で自由民主党が再び咲いて以来、アベノミクスの掛け声により、わが国の経済は何とか穏やかな回復を維持していることが、圧勝の主な要因の一つだと思います。ただ景気の回復にもかかわらず、実質ベースで賃金は増加していない状態から国内経済が本格的に回復したとは言いにくい状況であり、本年もより一層の強力な経済政策が望まれます。

建設業界においては、2017年度の建設投資額は55兆円程度の予想がされ、最低だった2010年度より3割程度の増加の見通しがあります。しかしながら建設業界を支える我々専門工事業にとっては技能員不足によって、近い将来、施工能力が追いつかない状況が予想されます。建設業の未来を担う若者の入職と定着を促し、人材確保にどう取り組むかが重要課題であり、働き方改革を推進し、若者にとって希望と魅力のある業界にしなければなりません。限られた求職者に入職してもらうためには、防水工事の魅力・週休2日が可能な就業体制・他産業に負けない給与水準・人生設計が描ける将来像を発信していくことが大切です。新規に入職する人材の確保・育成は喫緊の課題として取り組むことはもとより、将来の少子高齢化を考えれば、施工の生産性向上のため従来通り人手に期待するだけでなく、可能であればAIの利用や機械化を考慮した省力化・効率化を推進していく必要もあると思います。

会員各位のご健康とご多幸をお祈りいたしますとともに、本年も全防協の活動にご支援・ご協力いただきますようお願いいたします。新年の挨拶といたします。

業界展望に期待

四国支部長 三崎 義一



新年明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は支部会員の皆様はじめ、関係各位から多大なるご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

昨年は神戸製鋼のデータ改ざん問題をはじめ、自動車業界での検査不正問題などがあり、「安心、安全な日本製品」の根本を揺るがす事件が起きました。

業種は違えども「信頼」は基本であり、それを失うことはあってはなりません。真摯な態度で顧客に向かうという心を忘れず、誠心誠意業務に取り組むよう努めて参りたいと考えます。

本年開通30周年を迎える瀬戸大橋により、本州との距離は近くなりました。連絡船では、片道約2時間だったものが、その半分の時間で行き来できるようになり、我々の暮らしに大きな変化をもたらしました。また、日経平均株価も2万円を超えて日本経済も復活の兆しを見せ、秋篠宮眞子様のご成婚等、今年は明るい話題も多く、日本の今後に期待したいと思います。

当支部でも会員の増強と就労環境の改善に努め、防水業界の展望に期待が持てるよう、精いっぱい努めて参る所存です。

最後に、皆様のさらなるご健康とご繁栄を祈念し、年頭の挨拶といたします。

業界のイメージアップに注力

九州・沖縄支部長 津上 和由



新年あけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

さて、昨年はさまざまなでき事がありました。1月には米国でトランプ政権が発足し、アメリカの象徴で

あったグローバリゼーションを否定するアメリカ第一主義を唱え、世界を驚かせました。アジアでは北朝鮮が核開発能力を高め、日本をはじめ韓国、中国、ロシアを巻き込んだ安全保障環境に新たな不確実性を生み出しました。

昨年の日本経済はアベノミクス開始後、円安水準が定着したことで、引き続き輸出企業を中心に採算が回復していることや、内需型企業の業績も順調に伸びた1年でありました。しかし、日産や神戸製鋼や東レ子会社など日本を代表する企業の不正・不祥事が相次いで発覚し、「ジャパंकオリティー」が揺らいだ年でもありました。日本の企業が得意としてきた「カイゼン」がないがしろにされ、業績第一主義が日本企業の本来の強みを奪ってしまっているように感じられました。

建設業界は地域の差はありますが、比較的に好調であったと思われます。しかし建設業界では特に人材不足が深刻化してきており、喫緊の対策はまったなしの状況が続いています。人材不足は建設業界だけの問題ではなく、全産業間での人材確保の競争が激化しています。建設業界としては国と一体となって、社会保険加入や労務単価アップ等の処遇改善や施工の機械化やAIを活用した画期的な技術開発による省力化を進めていくことは必須ですが、我々としては、まず建設業界の社会的価値・社会的使命を自覚し、仕事に誇りを持ち、そして一般市民に知ってもらい見てもらうことによりイメージアップを図ることが重要です。また、国にも業界の重要性を再認識していただき、率先して業界のイメージアップを進めていただくアプローチを今後期待したいと思います。

当支部は、今年度も業界のイメージアップや地位向上のため、建設産業専門団体連合会(建専連)や各防水工事業団体と連携を深めるとともに、会員の増強に努めて参ります。また、国土交通省や各県との意見交換会の実施や国交省を招いての講演会等を開催するとともに、会員企業の社員の能力アップは人材不足の対応策の一環でもあるので、今年も2級建築施工管理技士の講習会を実施いたします。

何卒皆様のご支援ご協力をお願い申し上げますとともに、この一年のご健勝を祈念し年頭の挨拶といたします。

建設業における働き方改革の推進

国土交通省土地・建設産業局建設業課

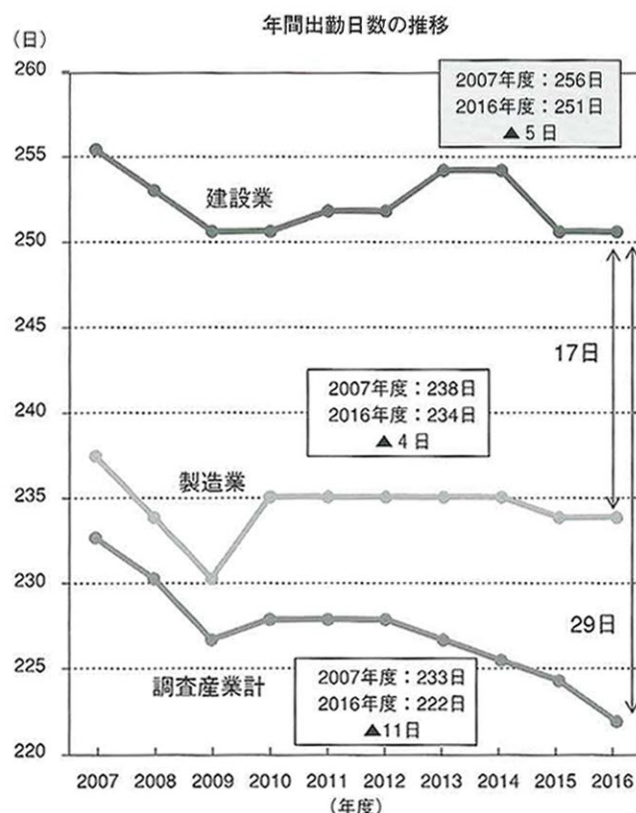
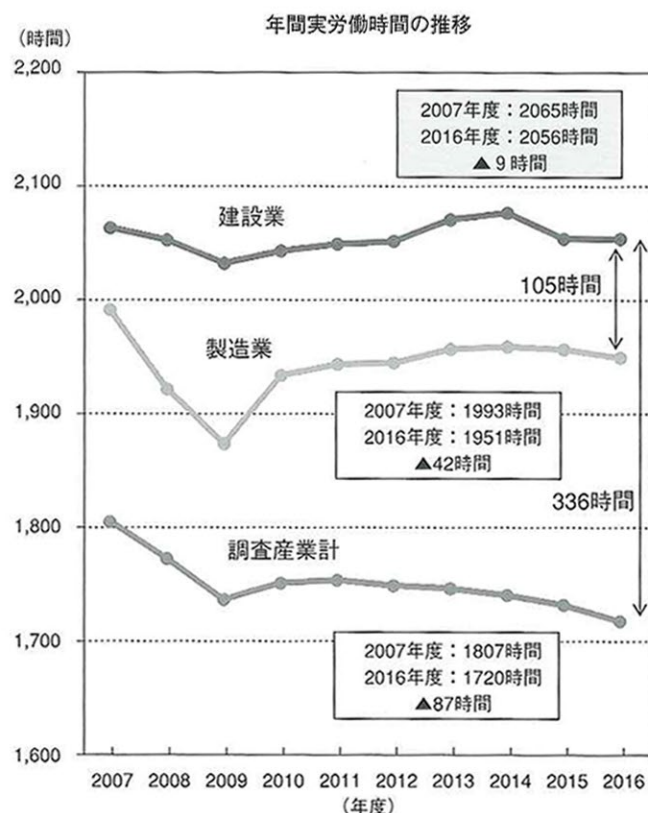
平成29年3月28日、働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」が決定され、「建設業について労働基準法の改正法の施行の5年後から、時間外労働の上限規制を適用すること」とされました。

本稿では、建設業就業者における労働時間の実態や現行の労働時間に関する規制を概説した上で、働き方改革実現会議における議論の経緯や、働き方改革実行計画に盛り込まれた時間外労働の上限規制の見直しの

内容、実行計画を踏まえた政府の取組みを説明します。

1 建設業就業者における労働時間の実態

建設業就業者の2016年度の年間の実労働時間の平均は、2056時間であり、全産業の平均(1720時間)と比べて300時間以上長く、製造業と比べても約100時間長い状況になっています(図1)。また、他産業ではここ10年ほどの間で労働時間の短縮が進んできている



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

図1 実労働時間及び出勤日数の推移(建設業と他産業の比較)

なか、建設業は横ばいで推移しています。

次に、年間の出勤日数について見ると、2016年度の建設業は年間251日であり、全産業の平均(222日)や製造業(234日)と比べても高い水準にあります。

このように、建設業は他産業と比べて労働時間が長く休日が少ない傾向にあります。その背景は、技術者と技能労働者で異なっています。現場の技術者は、昼間は現場監督を行い、現場が閉まった夜間に書類作成等の事務を行うことが多く、夜間の残業が増えることにより長時間労働となっています。他方、技能労働者は、他産業では一般的となっている週休2日の取得が充分でなく、土曜日を含めて週6日働くことにより、年間の労働時間が多くなる傾向にあります。

② 現行の労働時間に係る規定

労働基準法第32条には、使用者は原則として1日8時間、1週40時間を超えて労働させてはならない旨定められており(法定労働時間)、第35条では、毎週1日の休日を付与しなければならない旨定められています(法定休日)。

法定労働時間を超えて、または法定休日に労働させることができるのは、以下の二つの場合に限られます。

一つは、災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合です(第33条。非常事由による時間外・休日労働)。この場合、事前に行政官庁の許可を得る必要がありますが、事態が緊迫しており行政官庁の許可を得る暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出ることで足りります。

もう一つは、労働者の過半数で組織する労働組合が労働者の過半数を代表する者との労使協定において、時間外・休日労働について定め、行政官庁に届け出た場合には、上記の労働時間を超える時間外労働や法定の休日における休日労働が認められます(第36条。労使協定に基づく時間外・休日労働。当該労使協定を一般に「36(サブロク)協定」と呼ぶ)。

36協定に基づく時間外労働や休日労働は、無制限に認められるべきものでなく、これらは必要最小限に留められるべきものです。現行では、厚生労働省の告示において、時間外労働の延長の限度に関する基準が定められています。具体的には、時間外労働の延長の

限度時間を1ヵ月45時間、1年間360時間までとし、臨時的に当該限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、労使において特別条項付き協定を結ぶことにより、当該限度時間を超える時間を延長時間とすることができることとされています。しかしながら、この限度時間はあくまで基準に過ぎず、罰則等による強制力がないうえ、特別条項付き協定を締結することで上限なく時間外労働が行える状況にありました。

また建設事業については、事業の性質上、天候等の自然的条件に労働時間が左右されるという理由から、時間外労働をさせる場合に36協定を締結する必要はあるが、時間外労働の延長の限度に係る基準は適用除外とされています。

③ 働き方改革実現会議における議論

平成28年8月に発足した第3次安倍第2次改造内閣では、日本経済再生に向けた最大のチャレンジを働き方改革と位置付け、平成28年9月に、安倍総理大臣を議長とし、関係大臣および労使団体代表を含む有識者から構成される働き方改革実現会議を設置し、同一労働同一賃金の実現や、長時間労働の是正等の九つのテーマについて、議論が開始されました。

このうち長時間労働の是正は、最重要課題の一つとして位置付けられ、働く人の健康を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者が働きやすい社会に変えていくため、罰則付きの時間外労働の限度を定める必要性が議論となりました。

平成29年2月14日の第7回会議において、時間外労働の限度時間の月45時間、年360時間を法律に格上げし、罰則による強制力を持たせる方向性が示されました。また、特別条項付き協定を結ぶ場合でも上回ることはできない労働時間について、年間では720時間とすることとし、1ヵ月の上限については、労使の代表間で議論を続けることとされました。その後、労使の間で議論が行われ、同年3月17日の第9回会議において、労使の代表間での合意に基づき、単月では休日労働を含んで100時間未満とする案が提示されました。

また、従来、時間外労働規制の適用除外とされてき

た建設事業についても、第7回会議において「実態をふまえて対応のあり方を検討する」ことが示され、国土交通省では、建設業団体との意見交換や関係省庁との調整等を進めました。その間には、第9回会議において、安倍総理大臣から「担い手を確保するためにも、長年の慣行を破り、猶予期間を設けたうえで、かつ、実態に即した形で、時間外労働規制を適用する方向としたい」との発言があったところです。その後の調整を経て、建設事業については、改正法の施行の5年後から時間外労働の上限規制を適用する方向性が整理されました。

以上の内容を盛り込んだ「働き方改革実行計画」が平成29年3月28日に決定されました。

4 働き方改革実行計画における時間外労働の上限規制の内容

働き方改革実行計画における時間外労働規制について

て、概要をまとめると図2の通りです。

建設事業については、現在時間外労働の上限規制が適用除外となっていることをふまえ、改正法施行の5年後から、罰則付き上限規制の一般則を適用することとなり、その際、災害からの復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2ヵ月ないし6ヵ月、平均で80時間以内の条件は適用しないと決まりました。

また、時間外労働の上限規制の適用にあたっては、天候等の自然的条件による現場の不稼働日の考慮や、準備や後片付けの期間の確保等、適正な工期設定が不可欠であり、そのためには発注者の理解・協力が欠かせないことから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置することも記載されました。

5 実行計画策定以降の取組み

先にも述べたように、現在長時間労働となっている実態もふまえ、実行計画に基づき、平成29年6月に、

見直しの方向性		
	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	《労働基準法で法定》 (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	《同左》
36協定の 限度	《厚生労働大臣告示：強制力なし》 (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6ヵ月まで)(特別条項) (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	《労働基準法改正により法定：罰則付き》 (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・特別条項でも上回ることを出来ない年間労働時間を設定 ①年720時間(月平均60時間) ②年720時間の範囲内で、一時的に事務量が增加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定 a. 2～6ヵ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) b. 単月100時間未満(休日出勤を含む) c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない
「働き方改革実行計画」※に記載された今後の取組み ※3月28日働き方改革実行会議決定		
○適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置 ○制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組みを支援 ○技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組み ○施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上		

図2 建設業における時間外労働規制の見直し

特集 建設業における働き方改革の推進

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画（H29.3.28）において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組みと併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組みが必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針（手引き）として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

- (1) 請負契約の締結に係る基本原則
 - 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。
- (2) 受注者の役割
 - 受注者（いわゆる元請）は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結。
 - 民間工事においては工期設定の考え方を受発注者が適切に共有。
- (3) 発注者の役割
 - 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。
- (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化
 - 受発注者は、工実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組み

- (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化
 - 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・建設工事に従事する者の休日（週休2日等）の確保
 - ・労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
 - ・降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。
- (2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保
 - 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。
- (3) 生産性向上
 - 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。
- (4) 下請契約における取組
 - 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。
 - 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
 - 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
 - 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。
- (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用
 - 工事の特性等を踏まえ外部機関（CM企業等）を活用。

4. その他（今後の取組み）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働は正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

図3 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」、7月には、主要な民間発注団体や建設業団体等も含めた「建設業の働き方改革に関する協議会」を設置し、猶予期間中においても、労働時間の短縮に向けた取組みを強力に推進するための検討を開始しました。

国土交通省としては、他の発注者の参考となるよう、直轄工事における取組み（ICTの活用、週休2日の推進、適正な工期設定等）を紹介し、昨年8月に関係省庁連絡会議において「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定しました。このガイドラインは、建設業の長時間労働是正に向けた取組みの第一歩として、建設工事の受注者と発注者が、相互の理解と協力の下に取り組むべき事項について、共通の指針として定めたものです（内容の詳細は図3参照）。公共工事の発注者はもちろんのこと、民間発注者に対してもガイドラインの趣旨や内容をしっかりと浸透させていく必要があることから、民間発注者である鉄道、電気、ガス、不動産など、業態別の連絡会議を順次開催し、取

組みを進めています。

建設業は、国民生活や産業活動を支える根幹的な基盤である社会資本や住宅、オフィスビル等の建築物の良質な整備を通じて、我が国の経済成長に貢献していくという役割を担っています。併せて、災害時の応急復旧や防災・減災など国民の安全・安心に寄与することも求められています。

今後も建設業がこうした使命を果たしていく上での最大の課題は、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中での将来の担い手の確保です。建設業の魅力を高め、若年層や女性が入職することで、担い手を確保していくためには、長時間労働の是正や週休2日などの建設業の働き方改革を強力に推進していくことが不可欠です。

働き方改革実行計画をふまえ、建設業に携わる関係者が一丸となって、建設業の働き方改革の取組みに取り組んでいくことができるよう、これからも様々な取組みを進めてまいります。

建設業の働き方改革

― 日建連の取組み ―

一般社団法人日本建設業連合会 渡辺 博司

① はじめに

(一社)日本建設業連合会(略称：日建連)は総合建設業の会員140社の団体で、大手から中小までの元請建設会社が加盟しています。2017年9月に「長時間労働の是正に向けた自主規制の試行について」を公表し、同時に「週休二日実現行動計画(試案)」を発表しました。これらは、日建連の会員企業が取り組む事項を宣言したのですが、同時に建設業界全体を視野に入れ、広く参画を求めるものでもあります。もとより、建設業界が「3K」といわれる状況から、働きやすい魅力ある業界に脱皮するためには労働時間を削減していくこ

とが必須であり、それは元請企業だけで達成できるものではありません。以下では、日建連の提唱する自主規制や週休2日の推進に至る経緯を含めて、日建連の取組みを説明します。

② 建設業界の労働環境について

図1は、建設業就業者の高齢化の進行を示しています。55歳以上の就業者の比率が増え、29歳以下では減るという傾向の中、建設業では全産業に比べてそれが著しくなっています。建設業を産業として見た時、これを将来にわたって維持するためには、若年者の入職が必要です。図2(13ページ：図1・年間実労働時間の

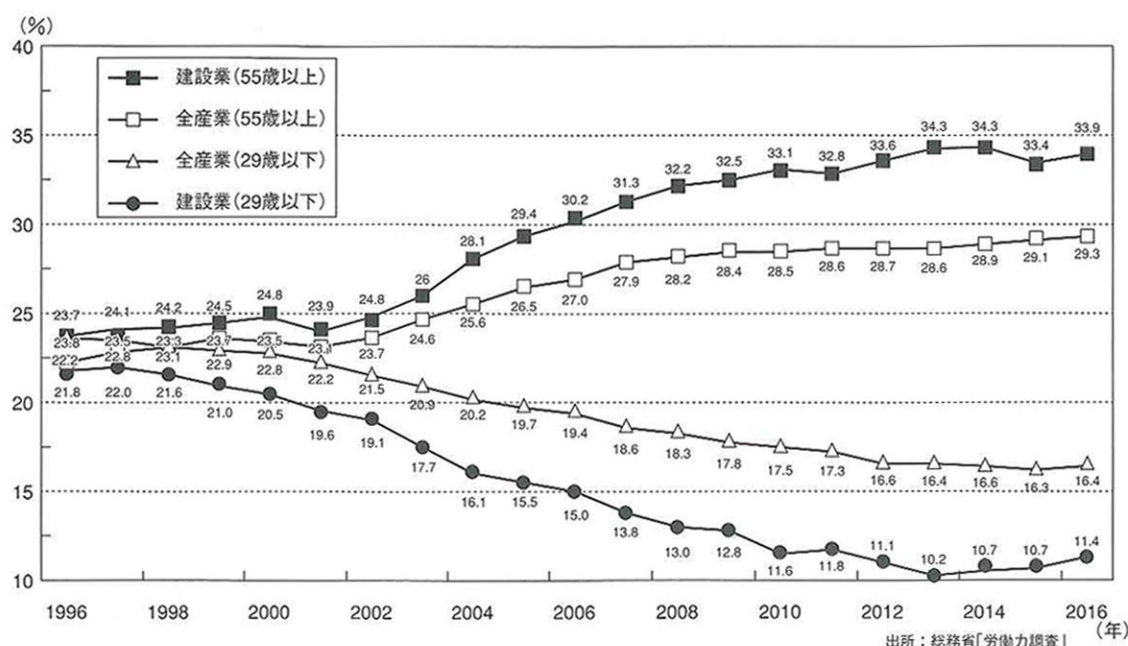


図1 建設業就業者の高齢化の進行

特集 建設業の働き方改革 ― 日建連の取組み ―

推移参照)は年間総労働時間、図3(13ページ:図1・年間出勤日数の推移参照)は年間出勤日数を産業別に比較したものです。厚労省が調査した全産業の平均に比べ、建設業就業者は年間に300時間以上多く働き、また、休みは30日程度少なくしか取っていないことが分かります。

政府は2016年から内閣府に「働き方改革実現会議」を設け、協議して来ましたが、長時間労働の是正が必要な業界として、運輸業とともに建設業が挙げられたのはご存知の通りです。2017年3月には「働き方改革実行計画」が策定され、その中では、図4(15ページ:図2参照)のような内容が諮問されました。36協定における時間外労働の特別条項に上限規制が、建設業においては、業全体として適用対象外とされていたのを廃し、適用対象とすることとしたものです。この上限規制については、労働基準法改正において罰則付きとすることも諮問されています。

これまで、建設業就業者の労働時間が長いことの原因のひとつとして、36協定*注を提出しても、上限規制が掛からなかったことがありました(実際には、労働基準監督官が、過大な労働時間の36協定書につい

ては受領しないという運用をしていたという事情もありますが)これが上述のように法改正されると、建設業には上限規制が、しかも罰則付きで適用されるということになります。ただし、改正法施行後「5年間は猶予期間とする」とされています。

*注:36協定とは、正式には「時間外・休日労働に関する協定届」で、労働基準法第36条が根拠になっていることから、一般的に「36協定」と呼ばれる。会社は法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超える時間外労働および休日勤務などを命じる場合、労働組合または労働者の過半数の代表者と書面による協定(36協定)を結び、労働基準監督署に届け出る義務を負う。時間外労働を行う場合の上限は、原則として1ヵ月45時間・1年間360時間である。それを超える特別の事情がある場合、特別条項としてその事由と時間数を提出する。なお、就業規則の作成(労働者が常時10人以上の場合の義務)と異なり、36協定は労働者が1人でも法定時間外労働、あるいは法定休日労働させる場合に届け出が必要となる。仮に「36協定」を予め労働基準監督署に届け出ず、従業員に時間外労働をさせた場合は労働基準法違反となる。

③ 日建連の取組み

3.1 時間外労働の自主規制

労働基準法改正の法案審議を経て、改正法の内容と施行時期が定まっていますが、日建連としては、9月の時点で予想される日程を基に、表2、表3のような自主規制を取りまとめました。これは予想される改正法の規制に対し、過大な現在の時間外労働を少しずつ低減していこうという日建連会員への要請です。この実施について本自主規制が定めた箇所を抜粋します。

①本自主規制に沿って時間外労働の削減に向けた段階的な改善目標を定め、社内体制の整備や社員の意識改革を進める。

表2 時間外労働の改善目標の期間ごとの一覧

期 間	改正法施行前	改正後施行後 1、2、3年目	改正後 4、5年目
年間の上限	各社の 自主的な取組み	960時間以内 (月平均80時間)	840時間以内 (月平均70時間)
複数月平均 の上限		6ヵ月平均で、 休日労働を含んで 80時間以内	4、5、6ヵ月 それぞれの平均で 休日労働を含んで 80時間以内
1ヵ月 の上限	できるだけ 早期に実施	休日労働を含んで100時間未満	

表3 想定される改正法の内容(改正法施行後6年目から建設業に適用)

時間外労働の 上限規制の原則	特 例 (臨時的な特別の事情がある場合)
- 月45時間 - 年360時間	- 年720時間(月平均60時間) 2、3、4、5、6ヵ月それぞれの平均で、休日労働を含んで80時間以内 1ヵ月で休日労働を含んで100時間未満 - 特例の適用は、年半分を超えないよう年6回まで

②目標の達成度を毎年度確認し、達成度が不十分な場合は、更なる改善方を検討し、実施する。

③本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請する。

なお、本自主規制は、労働政策審議会の建議内容、及び改正労働基準法の2019年4月施行、2024年4月の建設業適用というスケジュールを前提とするものであり、当面、試行として実施する。

また、本自主規制は、日建連会員企業を対象とするものであるが、会員以外の幅広い建設業界関係者にも参考にしていただくよう、情報提供を行い、建設業界が一丸となって働き方改革が実現されることを期待する。

本自主規制の意図はあくまでも改正法の定める上限への円滑な対応である。会員各企業においては、総労働時間の縮減という本来の目的に向かって、時間外労働をより一層削減する計画を立て、実行することを要望する。

残業を減らすことは、これまでの仕事のやり方を変えざるを得ない場合もあり、容易ではありません。そ

こで、各社共通の目標を決めて、それを使って社内体制の整備や社員の意識改革を進めること、これが自主規制の目的であることをここで明確にしています。

日建連の調査によると、会員企業の現場が事業所として労働基準監督署に提出している36協定において、特別条項での時間外労働時間が1ヵ月に100時間超という例がありました。また、実際にこのような時間外労働を行っている例もある調査結果が得られています。これを、改正法が施行される5年間の間に、法適合となるようにしなければなりません。労働基準法においては、ある事業所の労働者の労働時間の平均値ではなく、1人でも36協定で届け出た労働時間を超えたかが問われます。したがって、使用者は労働者一人一人の時間外労働に注意しなければなりません。これを事前に予行し、シミュレーションするのが自主規制ということができます(図5)。

そのための目標となるのが自主規制ですが、会員企業は自主規制の値を念頭に、具体的な実施計画を立てることを求めています。その達成度を毎年確認し、会員企業自から、そして日建連も毎年フォローアップを行い、改善を進めていきます。

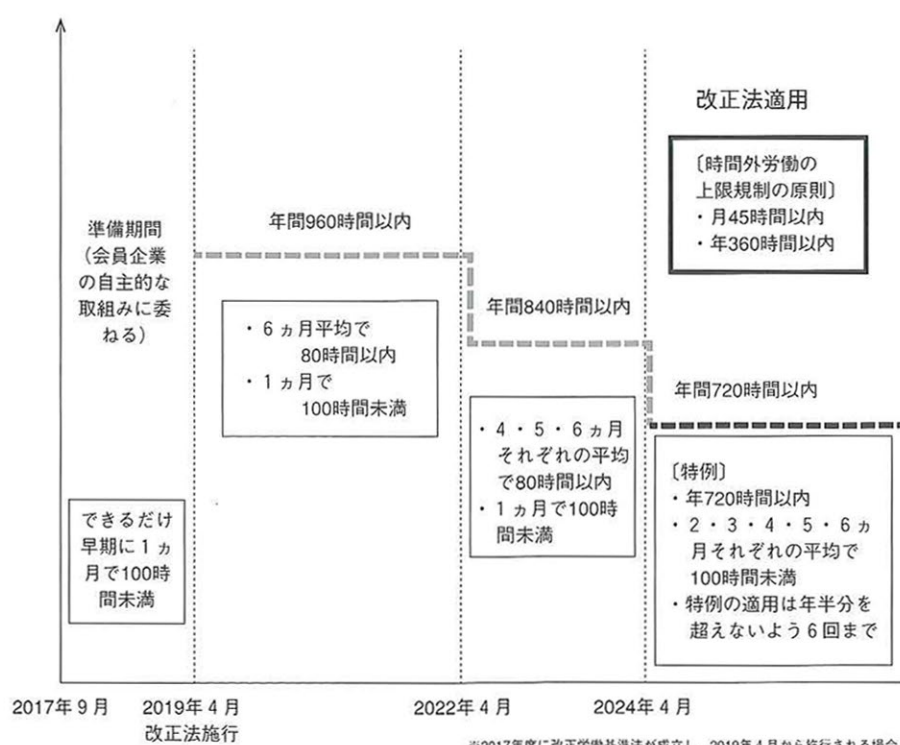


図5 長時間労働是正のための自主計画

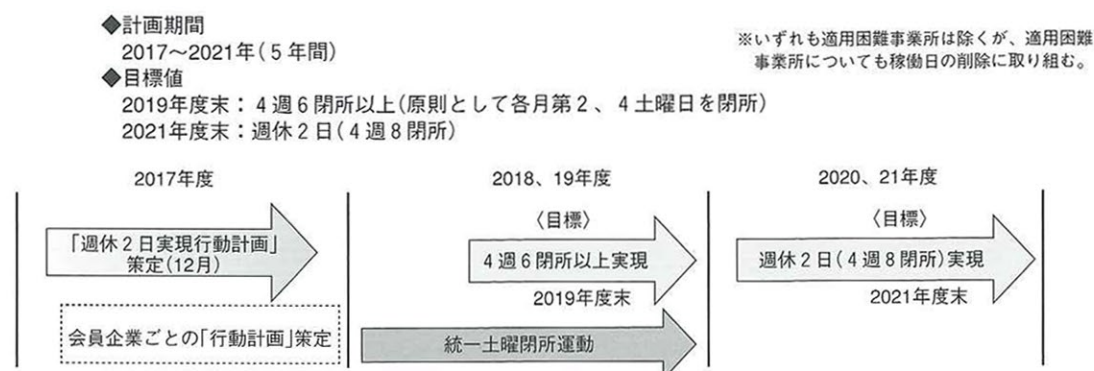


図6 「週休2日実現行動計画」の要旨

労働基準法の理念からすれば時間外労働は望ましいことではなく、月45時間以内とすることが原則です。したがって、会員企業は法適合を目的とするのではなく、時間外労働の一層の削減に努めることを求めています。

また、下請企業を含む業界全体の課題として捕らえることとしています。ちなみに、案の段階でこの概要を建設業界の他の団体に説明して参りました。これが功を奏して、他の団体においてもいろいろな形で同様の自主規制の動きが出てきているところです。例えば、全国建設業協会では「働き方改革行動憲章」を定めました。全国中小建設業協会、東京建設業協会などの取り組みのほか、専門工事業者の団体も同調する動きを見せています。なかでも建設産業専門団体連合会(建専連)が後述する週休2日を含め、歓迎を表明していることは心強い限りです。これを契機として、日給制から月給制への移行を推進するなど、専門工事業側の対応にも発展する状況です。

なお、自主規制の対象者については、日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、海外勤務者や管理監督者は対象外としています。従業員の健康管理の観点等から、対象外の社員についても、本自主規制に準じた取り組みを期待するものとしています。

3.2 週休2日の推進

前述の「週休2日実現行動計画(試案)」の「はじめに」を抜粋します。

我が国における週休二日は、今から20年ほど前に殆どの官公庁や産業分野に普及し、定着したが、建設

業界だけは、お客様が早期竣工を望む産業特性と、バブル崩壊後の受注の激減によって取り残され、今や正に周回遅れの感がある。

ところが、今後10年以内に建設技能者の著しい高齢化に伴う大量離職時代が到来し、90万人もの若者を迎え入れ、基幹技能者の世代交代を図らねば生産体制が破綻しかねない危機的な状況になり、厳しい人材獲得競争の中で「賃金より休暇」という若者を確保するため、週休2日の導入、普及、定着が喫緊の課題となってしまった。

(中略)

また、本行動計画は、地方、中小業界や専門工事業界さらに労働団体との意見交換を経て作成したものであり、会員企業が自社の取組方針を作成する際には協力会や労働組合の意向も聴取していただき、週休2日実現の運動がオール建設業の展開となることを願っている。

このような認識の下、試案が作成され、2017年末に確定する予定です。この行動計画の要点は図6に示すとおりで、2017年から5年間(2021年度まで)で週休2日を業界に定着させることを目標としています。以下、要約を示します。

1) 基本方針

- 週休2日を今から5年で定着させる

「建設業への罰則付上限規制の一般則適用」の予想時期より、2年手前に目標をおいたということになります。

技能者の技能や職歴に応じた賃金の実現

システムで閲覧できる専門工事業者・技能者情報

優れた技能を持った専門工事業者に頼もう

- ☆技能者一人ひとりの就労実績、保有資格が統一的に蓄積され、優れた技能を有する技能者を雇用する専門工事業者への選択が進む環境を整える
- ☆システムの稼働後は、システムに蓄積されたデータを基に統一的な技能者の能力評価基準を策定
- ☆将来的には技能や職歴に応じたきめ細かな賃金体系の検討を進める(労務単価への反映も視野)

建退共証紙のチェック

システム画面のイメージ(本人情報)

就労日数を把握・確認

- ☆システムに蓄積された技能者の就労実績を活用し、元請けは交付する証紙の必要枚数の確認、技能者は手帳への貼付け状況の確認が容易に
- ☆建退共制度については、証紙に替え、電子的に就労実績を把握する方式も建退共本部で検討を進める予定(※)
- ※併せて技能者のスキルに応じ、現在の掛金より高額の掛金の設定も検討予定

自身の技能の確認・証明

システム画面のイメージ(就業履歴)

履歴や資格の提示

- ☆自身の経歴等が簡易に一覧できるようになり、更なるスキルアップを促す
- ☆技能者が再入職する際に、自身の技能や就業履歴を簡易に証明できる
- ☆システム内に技能者のポータルサイトを設立し、技能者に対して様々な情報を提供するプラットフォームを構築する

ポータルサイト

※ 国土省資料より抜粋

図7 建設キャリアアップシステム

●建設サービスは週休二日で提供する

建設業は4週4休、ないし4週6休でサービスを提供することが発注者の皆様と社会全体にとって当たり前となっているという現状を打破することが必要です。そのためには、建設業界自らが「週休二日をベースに建設サービスを提供する」という明確な意識改革をする必要があります。

●日給月給の技能者の総収入を減らさない

社員化等により日給制から月給制に移行することが本来ですが、急には実現しません。週休二日に移行することで減少した収入の補填を実施することまで言及しております。

●適正工期の設定を徹底する

週休2日に移行することによる工期の延伸と、それに付随するコストアップが最大の難関と考えられます。生産性の向上に継続して努力しつつ、発注者と国民のご理解を得ることが不可欠です。また、言うまでもなく、最大限の自助努力を行って適正な工期を提案することが大前提です。

●必要な経費は請負代金に反映させる

日給で働く技能労働者の総収入を減らさないという前提のもと、週休2日に伴うコストアップを想定しています。その結果について発注者に丁寧に説明し、ご理解を頂きたいと考えております。

●建設企業が一斉に取り組む

●企業ごとの行動計画を作り、フォローアップを行う
全ての日建連会員企業が覚悟を決めて一斉に取り組む、その際には行動計画を策定し、実施状況については日建連もフォローして目標の達成を図ることを決めております。

2) 週休2日の形態

●週2日閉所を原則として、閉所日は土・日曜日

●土日閉所が困難な場合、「振替閉所」を可とする

※振替閉所：工期内に週休二日相当の閉所を確保します。

3) 対象事業所

●本・支店等および全ての工事現場

特別な事情で導入困難な事業所は「適用困難事業

所」として対応します。

3.3 働き方改革の基本方針

元請企業の団体である日建連が働き方改革を進めるにあたっては、社員のほか、発注者・下請け企業など多くのステークホルダーとの間で課題解決を図る必要があります。この点に関して、2017年9月に「働き方改革の基本方針」を公表しました。これは、各課題に関する取り組みの基本方針を提示したものです。

以下に列記された課題を示します。

1) 長時間労働是正

週休2日の推進
総労働時間の削減

2) 建設技能者の処遇改善

賃金水準の向上
社会保険加入促進
建退共制度の適用促進
雇用の安定(社員化)
重層下請構造の改善

3) 生産性の向上

4) 下請取引の改善

5) けんせつ小町の活躍推進

※「けんせつ小町」は日建連が決定した建設業で働く女性の愛称
現場環境の整備
女性の登用

6) 建設技能者のキャリアアップの促進

建設キャリアアップシステムの活用

※このシステムは、技能者一人ひとりがIDを持ち、自分の技能レベルや職歴をそこに蓄積していくものです(図7)。現在、準備が進められており、2018年4月から登録を受け付け、10月から運用を開始する予定です。大多数の技能者がこのシステムに登録し、業界のインフラとなっていくことを目指しています。

このシステムの将来の応用として、技能者の技術者への登用への利用が考えられています。これについては今後の検討課題としています。

7) その他

適正な受注活動の徹底

官民の発注者への協力要請

建設業が業界を挙げて「働き方改革」を進めるにはこのように広範な課題に取り組まなければならないことを示しています。

4 おわりに

建設業界は、これまで建設技能者の高齢化による世代交代のため「処遇改善」を推進してきました。

その一つの課題と位置付けていた週休2日等の職場環境の改善が「働き方改革」として一気に浮上し、最重要課題となりました。特に政府や経済界が建設業の構造問題にこれほどの積極姿勢を見せるのはかつてないことです。これに応える意味でも、働き方改革に真摯に取り組まなくてはならないとの認識から、これまで日建連では自主規制や週休2日推進の実施計画を策定してきました。

日建連は、元請会社の団体であり、直接影響が及ぶのは会員企業140社に過ぎません。しかし、計画策定にあたっては、国土交通省や関係省庁および経団連に始まり、発注者及び下請会社の団体にご説明を重ねています。そこでは、将来の担い手である技能労働者(の処遇)に充分配慮していることは前述したとおりです。

現在、建設業における働き方改革の必要性が広く認識されつつあり、これを業界全体で現実にしていく段階を迎えています。

日建連としての計画の実行はこれからです。着実に推進していきますので、広く関係各位のご理解とご賛同を願い、結びとします。

建設キャリアアップシステムと専門工事業

(一財) 建設業振興基金

建設キャリアアップシステム運営準備室

「建設キャリアアップシステム」については、当初の計画より開発期間を延長して2017年6月からシステムの設計・開発に着手し、現在、開発作業も大詰めを迎えています。

2017年11月に開催された運営協議会第2回総会では、システムへの登録料や利用料のほか、普及に向けたスケジュールなどを確認しました。2018年4月から技能者と事業者のシステムへの登録開始、秋頃から現場で就業履歴の蓄積ができるよう、引き続き開発と運用体制の構築に努力して参ります。

建設キャリアアップシステムの目的

システムの目的は、①技能者の処遇改善②建設生産システムにおける生産性の向上にあります。「技能者・熟練工の能力が評価され報われる。それを見て若い人が入職してくる」というような好循環を作り出す

ことにあります。

現実には、建設業の年齢別の賃金(いわゆる賃金カーブ)のピークは製造業全体より早く、40歳前後に到来しています(図1)。このことから、現場での技能者本人の生産性に現れない管理能力や、後進の指導といった経験に裏付けられた能力が適切に評価されていないと考えられます。

また、技能者は異なる事業者の様々な現場で経験を積み、一人ひとりの技能者の能力が統一的に評価される業界横断的な仕組みも存在しないなど、スキルアップが処遇の向上につながらない構造的な問題があります。

建設キャリアアップシステムでは、一人ひとりの技能者がまちがいなく本人であることを確認したうえでシステムに登録し、固有のIDが付与されたICカードを交付することが出発点となります。その上で、技能者がいつ、どの現場にどの職種でどの立場(職長など)で働いたのか、日々の就業実績としてシステム上に記録・蓄積されます。また、どのような資格を取得し、あるいは講習を受けたかといった技能、研鑽の記録も蓄積されます(図2)。こうして蓄積された情報を基に、最終的には、それぞれの技能者の評価が適切に行われ、処遇の改善に結びつけること、さらには人材育成に努めて優秀な技能者をかかえる専門工事業者の施工力が見えるようにすることを目指します。

建設キャリアアップシステムは建設業や技能者にとって基本的なインフラとなるものであり、この仕組みを活かし、行政・業界が一体となってさまざまな取



図1 年齢階層別の賃金水準

特集 建設キャリアアップシステムと専門工事業

組みを進めていくことが必要です。人材の育成評価にかかわる横断的な仕組みができることは、優秀な人材にとって建設業界が魅力ある産業であり続けるための重要なポイントとなります。

システムに登録する情報と技能者の就業履歴蓄積の仕組み

システムの利用にあたって、まずは技能者、事業者それぞれがインターネット、郵送、窓口のいずれかの方法で登録を申請します。技能者には、本人確認に必要な書類(運転免許証等)の写しを提出していただき、運営主体や窓口で本人であることを確認したうえでシステムに登録し、固有のIDと顔写真が印刷されたICカードを交付します。ICカードは当面、通常のカードの他に登録基幹技能者向け(ゴールドカード)の2種類とする予定です(図2、図3)。

技能者情報として登録するのは、現場入場時に作成する安全書類、作業員名簿などに記載される項目を想定しています。技能者個人を特定する情報、資格や経験に関する情報については、技能者の評価に関する項目でもあり情報の真正性確保が前提となります。証明書類等の確認ができないものは区別して登録されま

す。外国人も対象としますが、在留資格を確認しシステムに登録します。

事業者情報は商号、所在地や建設業許可番号などの情報で、建設業許可を受けていない個人事業主も対象となります。技能者の所属事業所から元請け、下請けを問わずシステムに参加するすべての事業所が登録対象です。

現場・契約情報は、現場の名称、所在地、工事の種類や発注者などの情報で、技能者の就業履歴として蓄積されることで、どの現場でどのような工事・作業に従事したかが分かるような単位で登録します。大規模な工事であれば工区ごとに分けて登録することも、分譲住宅の現場は1棟ずつではなく開発単位で、地域での小規模リフォームは「〇〇市内のリフォーム工事」など一括して登録することも可能です。

元請事業者は開設した現場をシステムに登録し、現場にカードリーダーを設置します。技能者が現場に入場する都度、ICカードをカードリーダーにかざすことで、システムに登録されている「技能者情報」と「事業者情報」、「現場・契約情報」を結び付けて「就業履歴情報」が登録・蓄積されます(図3)。

その他、既存の民間サービス(労務安全管理や入退

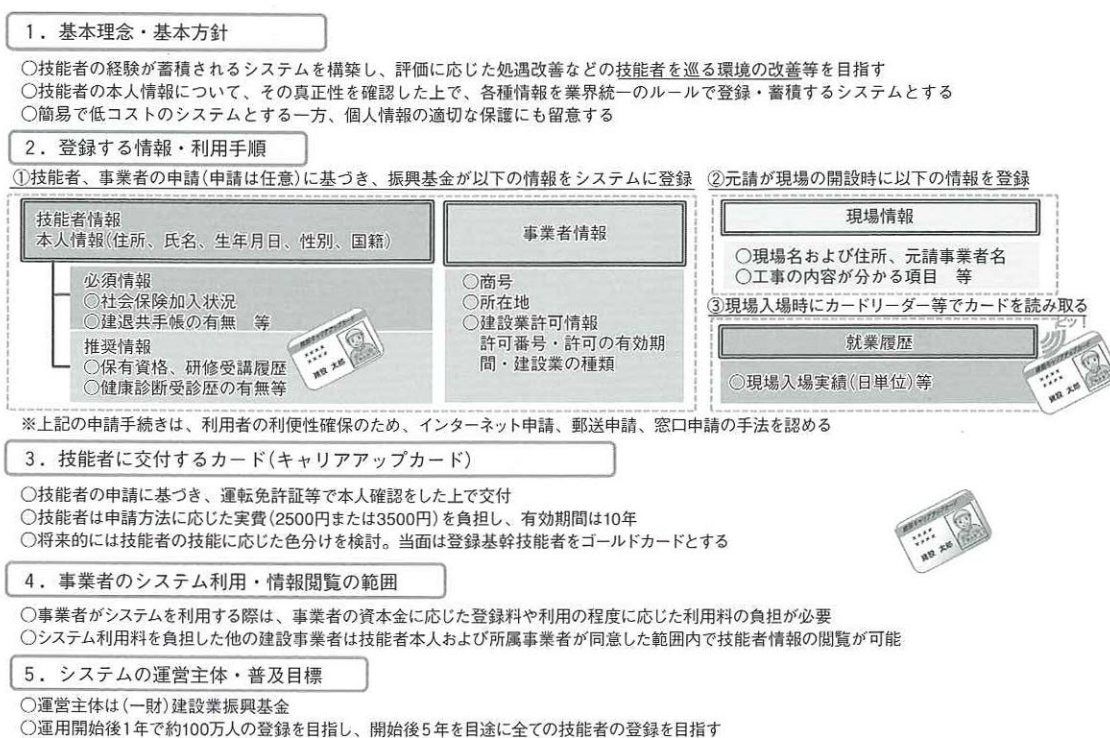


図2 建設キャリアアップシステムの概要

場管理システム)との連携機能を利用する方法、パソコン等からシステムに直接入力する方法でも、就業履歴を登録することが可能です。

なお、システムの利用料については、中小企業や業種の特性にも配慮し、運営協議会総会で次のように確認しました。

技能者の登録料は、インターネット申請の場合2,500円(1年あたり250円)、郵送・窓口申請は3,500円(1年あたり350円)とし、登録料を負担いただくのは、新規登録と10年ごとの更新時になります。

事業者は規模(資本金)に応じた登録料(5年更新)とシステム利用料になりますが、システム利用料は全事業者が負担する管理者ID利用料(1IDごとに2,400円)と元請事業者(現場を登録する事業者)が負担する現場利用料(就業履歴1件ごとに3円)になります。例えば、資本金1,000万円、年完工高1億円、元請として700件の就業履歴を蓄積するとして、年6,900円(元請工事が無い場合4,800円)の登録料を負担していただく予定です。

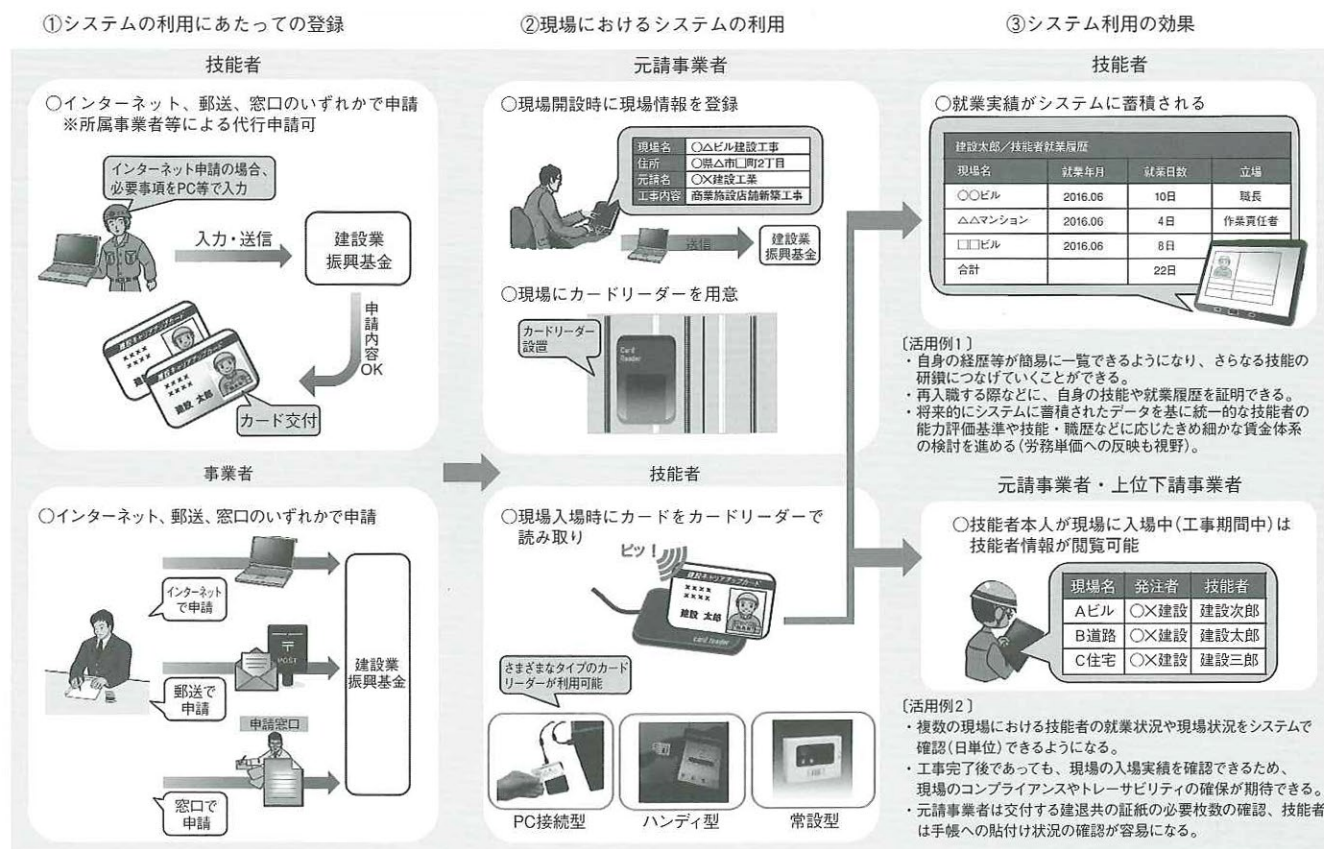
情報の活用と技能評価などの方策実現に向けて

システムに登録・蓄積された情報は、技能者、事業者それぞれの立場で閲覧・利用が可能です。技能者本人は、パソコンやスマートフォンを使ってそれまでに蓄積された情報をいつでも閲覧でき、自らの経歴等の確認、証明に活用できます(図3)。

現場ごとの就業実績を技能者・雇用事業主・元請それぞれが把握できることから、建設業退職金共済事業本部(建退共)証紙の交付徹底にも活用できます。建退共制度は、証紙に替えて電子的に就業実績を把握する方式の検討も始まっています。

事業主にとっても、社会保険加入情報と就業実績をもとに法定福利費の支給を受ける根拠となり、現場入場に必要資格の確認や台帳の作成にも活用できます。

こうして蓄積された情報を基に、最終的には、それぞれの技能者の能力を適正に評価する仕組みを構築し、処遇改善に向けた環境を整備すること、技能者の



出典：国土交通省 建設キャリアアップシステムの普及・利用促進に向けた建設業関係団体説明会資料

図3 建設キャリアアップシステムの利用手順

- ・建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能者の保有資格および就業履歴のデータを活用し、個々の技能者の知識や技能と組み合わせた「能力評価基準」を策定する。
- ・この能力評価基準に基づいて技能者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境整備を行う。
- ・さらに、この技能者の能力評価基準と連動した専門工事企業の施工能力の見える化を進め、良い職人を育て、雇用する専門工事業者が選ばれる環境を整備する。

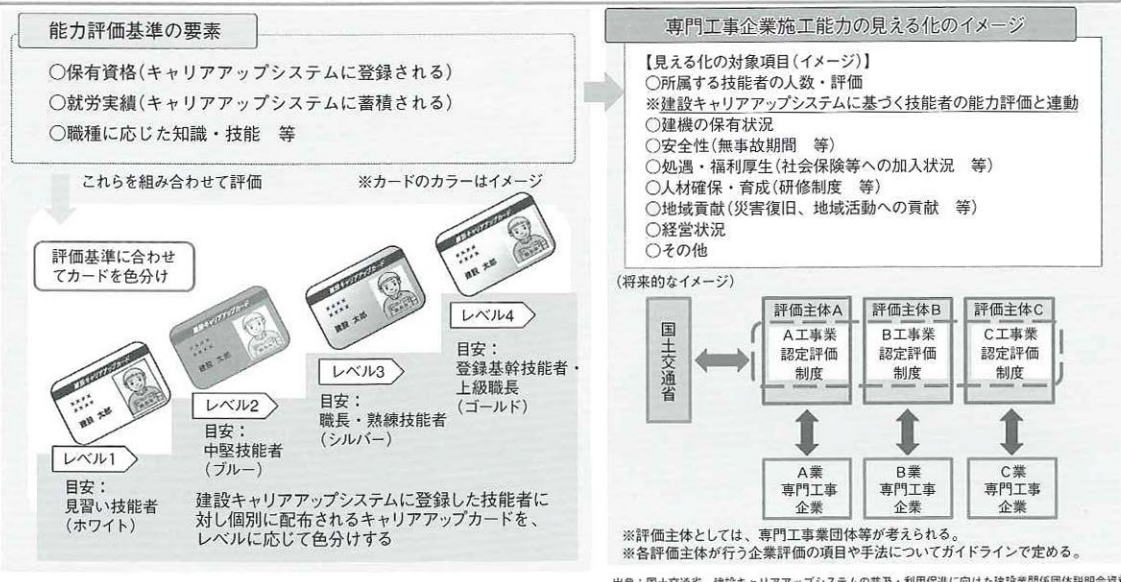


図4 建設キャリアアップシステムを活用した技能者の処遇改善に向けた取組み

能力評価基準と連動した専門工事企業の施工能力の見える化を進め、良い職人を育て、雇用する事業所が選ばれようとすることを目指します(図4)。

システムには、技能者の資格や経験を真正性の高い方法で蓄積しますが、職種に応じた知識や技能も技能評価の重要な要素となります。

国土交通省はシステムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価のあり方について、検討を開始しました。業界団体を集めて2017年11月に開催した第1回の会合では、評価の客観性の確保、技能者の能力を評価する要素、評価に要するコスト(費用・時間・手間)、業種間のバランス等を論点にあげて、専門工事事業団体へのアンケート調査の実施、年度内に中間とりまとめを目指す考えを示しています。

今秋のシステムの運用開始、現場に登録し就業履歴情報の蓄積が開始されるタイミングで、技能者の能力評価基準と事業者の評価制度の枠組みを提示し、制度の運用に向けた準備を開始、評価制度を2019年度に稼働させることを展望しています。

□ 結びに代えて

建設業が将来にわたって、優良な社会資本整備の担

い手としての機能を担うためには、これまで以上に若年入職者を迎えていくことが必要です。建設業や技能者にとって基本的なインフラとなる、建設キャリアアップシステムの仕組みを活かしてさらなる技能者の処遇の向上に、行政・業界が一体となった取組みも始まっています。

人材の育成評価にかかわる横断的な仕組みができることは、優秀な人材にとって魅力ある産業であり続けるための重要なポイントとなります。建設業が若者にとってさらに魅力的な産業になるために欠かせないインフラとして、信頼性が高く使い勝手も良い、皆様に歓迎されるシステムとするために、開発と運用体制の構築に引き続き力を尽くして参ります。

2018年4月から技能者、事業者の登録が開始されます。システムの詳細についてホームページへの掲載、広報資料も順次制作して参りますので、皆様のご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

※建設キャリアアップシステム案内ホームページ(建設業振興基金HP)

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccs/index.html>

レポート紹介 「防水施工管理技術者」資格更新レポート 優秀作

当協会の「防水施工管理技術者」資格については、資格取得から4年で更新手続きを行うこととなっている。昨年、第3回、第7回及び第10回認定試験における資格取得者が更新期を迎え、対象者は指定されたテーマの中からレポートの提出を条件に資格の更新が行われた。資格更新申請者86名の中から、優秀レポートをテーマ別に紹介する。

「現場の安全管理について」

(株)マサル 老川 哲央

建設現場における労働災害は、年々減少傾向にあるが、建設業における死亡事故の件数は全産業の内の3割を占めている。その件数の内で墜落による死亡事故が4割を占めており、この墜落事故を防止する対策を構築していくことが急務となっている。

しかしながら「事故を減らそう」というスローガンを掲げるものの、実際の安全対策は充分に行われていると言える状況にない。特に短工期傾向になってきている現在の現場は、工程を優先し安全対策は二の次になってしまっているのが実情である。また、従事している作業員も安全装備の不備、作業前のKY(危険予知)活動をおろそかにしたまま作業に取りかかってしまった結果、事故につながってしまった事例も見受けられる。そして、何か事故が発生すると事故対策を立案するが、その対策が作業に非効率な状況を作り出すことになり、作業員は効率を上げようと夢中になりすぎて、また事故を起こしてしまうといった負のスパイラルに陥ってしまっている。

ではどのようにしたら良いのか。私なりの答えの一つは、現場代理人、作業指揮者を明確にすることが重要という考えだ。現状の現場代理人は安全衛生責任者でもあるが、労働安全衛生規則第19条の「安全衛生責任者の職務」6項目に準じた管理が守られていない、または理解できていない者が安全衛生責任者に選任されている傾向にある。

これらを遵守し安全管理を実施することで、作業前に安全な作業環境が確立され、事故防止につながっていくと考えられる。元請の協力体制がなければこれらを実践することはできない。両者が実践できるよう、日々のコミュニケーションをとり、風通しの良い環境を作り出すことが必要である。

対策を重ねても作業しにくい環境を作り出せば、事

故が減るところか増やしてしまう。私が現場で常に行っていることは、ベテランから若手作業員まで一人ひとりに必ず一声を掛け、コミュニケーションをとり、何でも言いやすい環境を作っていることだ。この取り組みを始めてから無事故を継続しているので、間違いではないと思っている。

今後は、この取り組みを続けつつ、現場代理人への安全衛生責任者としての職務を徹底させて、周知していきたいと考える。無事故で現場を竣工させ、悲しむ人が現れることのないよう、取り組みを継続したいと思う。

「若手技能者の育成・指導について」

日建工材(株) 進藤 博史

昨今の若手技能者と言われる人たちは、インターネット等を通じてあらゆる情報、知識を容易に入手することが出来るため、興味を示す対象が多岐にわたっているように思います。裏を返せば好奇心が旺盛であると言えるのではないのでしょうか。その旺盛な好奇心・興味をいかに現場へ向けさせるかが育成・指導の肝であると考え、いくつかの方策を実施しています。

まずは若手人材の配置です。仕事の飲み込みが早いのか遅いかの個人差は、今も昔も変わらないことと思いますが、「これはダメだ」と切り捨てていた昔とは違い、飲み込みが遅い者でも、現在は根気よく指導して行くことを心掛けています。飲み込みの早い者は「見せて指導するタイプの職方」と、遅い者は「面倒見の良い職方」と組ませるような人材配置を考慮しつつ、現場を回しています。

次にスキルアップです。具体的には技能講習会などを開催して、一定の経験を積んだところで自身の技能をチェックしてもらい、再度初心に立ち返ってより高度な技能に興味を沸くように促しています。また、技能検定試験や材料メーカー主催のプライベートライセンスを取得させることにより、更に具体的な自信を体得できるものと考えます。

以前に比べると育成・指導の方法は、「手取り足取り、大事に大事に」と言った甘い環境であることは否めませんが、人材不足が深刻化しているこの時期に「職人になりたい」と門を叩いて来る貴重な人材ですから、受入れ側である我々も柔軟に対応していかなければならないのではと思います。

適材適所の配置とスキルアップによる仕事への興味を促す効果もあってか、弊社で3年目を迎えた4人の若手技能者たちは、それぞれの個性を発揮しつつ良い技能者に成長しているように思います。

「防水工事の施工管理で 心掛けていること」

中村 瀝青工業(株)(兵庫) 中村 高明

まず始めに施工管理をする上で実践していることは、「図面を確保すること」である。

それは仕様に限らず、敷地条件、建物の高さ、形状、そして何より一番重要視するのが、防水端末の納まりである。この端末の納め方を間違えると防水層の裏に水が浸入することになり、いくらグレードの高い材料、仕様で施工したとしても全くの無駄になる。そのため図面を確認した段階でおかしな納まりがある場合は、新築工事に限っては、出来るだけ早期に元請に報告して協議する。躯体が仕上り、いざ防水工事を開始しようとする直前に打合せをしては、作業をやり直すこともできないし、さらに元請から無理強いされることも懸念される。この場合、立場上不適切な納まりで施工し、数年後に補修工事を無償で行うような、何ともやり切れない事態に陥ることが稀にある。

次に行うことが「現場を確認すること」。それも出来るだけ早い段階で確認するのが良い。新築工事の場合は、躯体が仕上がり型枠等が取れた段階、改修工事の場合は、着工前の段階および足場が組み上がった段階である。

いずれの場合も早い段階で伝えるのが重要で、問題があれば早期発見でき、対策を取る準備に当てられる。対策に金銭的な変更が発生する場合や、現場で他工種に施工してもらう必要がある場合はなおさらである。

その次に行うことが「実測すること」。これもごく当り前のことではあるけれども、非常に重要なことと

考えている。正確な数字を掴むということは、何においてもロスを減らすことができる。材料の拾い出しや、職方への工賃の積算において過不足を出来るだけ少なく抑えることができる。現場への材料搬入回数も少なく出来るし、余剰も少なくて済み、在庫を抱える量も勿論少なくて済む。

今まで記述してきたことは、誰もが当り前にすることではあるし、ごく基本的なことで「いまさら何を」と思うかもしれないが、当り前のことを当り前に出来るということが一流の証だと考える。メジャーリーガーのイチロー選手が長年第一線で活躍しているのは、毎日決まったルーティンを持ち実践しているからであることを見れば、一目瞭然である。今後の心掛けも今までと変わらず、「当り前のことを当り前にする」をモットーに実践していこうと思う。

「現場における職人不足の現状と対策」

北川 瀝青工業(株)新潟支店 松山 浩

10月後半ともなると翌年3月に高校を卒業し、4月から新社会人となって入社予定の、高校生の就職活動も終盤を迎えています。幸いにも、弊社には昨年、3年ぶりに1人の応募がありました。我々、建設業の防水施工の次世代の担い手である、新卒の高校生が大切な人材であることは昔と変わりません。ハローワークの窓口担当によれば、景気の回復による求人の増加で売り手市場となっている現在では、ことさら就職希望者が少ない業種として、運輸・福祉と並び称されるのが、我々建設業であるといわれて久しい気がします。

不況・不況と言われていた時代にも、「3K」と言われ、人の手によって物を作り上げることが時代遅れのように扱われました。就職ガイダンスの場においては、時代の寵児としてのIT関連企業の華やかな立居振舞いと、そこに群がる学生の姿を羨望のまなざしで眺めつつ、「モノづくりは国づくり」という自負心でやってきました。今はITなどの華やかな産業が注目を一身に集めていますが、いつかは若者にも「モノづくり」を担うことの素晴らしさが理解され、我々の業種に目が向く時が来るだろうと、若干のやっかみを含んだ横目で眺めていた時代から、景気の回復とともに、いつの間にか本当に見向きもされない業種へと変化してし

まったような気がします。特に専門工事業者である我々の状況は、ことさら深刻です。

よく耳にする建設業就労者の現状は、平成9年のピーク時に対して、186万人(27%・平成25年)の減少がある中で、建設業就労者のうち34%を55歳以上が占め、29歳以下の若年者比率が約10%と、全産業との比較では高齢者比率で6%高く、若年者比率では6%低く高齢化の進行が危惧されています。このままの状態で行くと、高齢就労者の引退により建設業就業者数の圧倒的不足の時代がやってきます。若者の入職者が増加しないことには、一朝一夕では技術者が育たない建設業の抱える性格上、次世代への技術の承継が大きな課題となりつつあります。このままでは、日本の建物が日本人の手によって建てられない時代が来そうな勢いです。

昨今、国土交通省の「インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の中で、建設業への若手就労者の入職促進のための施策が行われるようになってきました。

①入札価格・発注価格の適正化のための施策

②公共工事設計労務単価の引き上げ

③就労者の社会保険加入の促進

上記以外にもさまざまな施策が講じられていますが、根底に建設業就労者の社会的地位の向上とともに所得の向上、また適切な工期設定による計画的な休日取得の実現などの働き方改革を含め、建設業を若者に魅力ある業種に変えようという施策です。

建設業就労者の高齢化には「低所得でも他職に転職できない」といった、ある意味建設就労者の抱える問題が隠れています。若者の入職希望者の少なさは、仕事の厳しさに見合った社会的地位や所得になっていないことの証明と言えます。また、大手建設会社のイメージ戦略はあるものの、相変わず囲いの中で行われている、一般世間と隔絶した独特のイメージが付きまっています。ニュースを騒がせるのは、都内の目立つ現場での死亡災害や過労死等であり、一般の人からはやはり理解され難い職種であろうと思います。

一部映画やTV特番、災害復旧工事等で建設業の活躍が報じられても、若者に建設業の大切さややりがい

がアピールされることは少なく、就職活動時に最大の相談相手となる親御さんの理解も得られない状況です。

そんな中、若者の入職、建設業の中でも最たる3Kの側面の強い防水工事業への就職を選んでもらうためにできることは、どんなことが挙げられるでしょうか。

イ. 安定した収入が保証される請負体制

ロ. 社会的保障が整った待遇(社会保険への加入)

ハ. 適正な工期による計画的な休日取得の推進

ニ. 建設業の素晴らしさ・やりがいの啓蒙

などのことが推進されなければ難しいと思います。

上記(イ)～(ハ)については、国としての施策がすでに始まっています。公共工事の範囲での施策ではあるものの、社会的影響は充分あり、また国の施策を契機として民間にも浸透させるべきです。民間工事についての適正価格化は、施主から直接請け負う建設会社による施主への啓蒙が必然です。建設業は受注産業のため、需給バランスで価格がすぐに崩壊します。今までその繰り返しによって我々専門工事業者の体力が極端に奪われ、若年を含めた就労者の確保に支障をきたしてきました。現在の人手不足はある意味、我々建設業就労者が自分で蒔いてきた種と言えます。

今後は、日本の将来の建設業を見据え、発注者である施主に、その取組みによるコストオンをご理解いただき、適正価格での発注をお願いをしなければ未来はないと思います。また、我々専門工事業者においては、コストオンされた分について、しっかりと末端の就労者まで行き渡るようにしなければなりません。建設業独特の重層構造の改善は社員化を推進し、社会保険加入率の向上に貢献します。反面、社員化はコストにも跳ね返りますので、これも適正価格での発注の必要性に繋がってきます。

最近の高校卒業の技能労働希望者は、昔に比べ休日の取得状況に重きを置く傾向があります。適正な休日の取得も、給与体系によっては所得の減少を招きますし、休日を確保しながら所得を維持するためには、休日分も充足された給与体系が必要となり、これもコストオンされた発注に繋がってきます。

所得の向上・社会保険への加入・休日の取得はコストオンで対応が効く分野ですが、建設業の素晴らしさ・やりがいについては、社会的イメージの改善によ

るところが大きく、現在大手建設会社によるTVCM等のイメージ戦略が功を奏している点は大切な要因と言えますが、専門工事業者ができる範囲は限られています。制限のある中で、地域における知名度や存在感を作り出せなければ実際の就職活動への貢献にはなりません。地道な日々の仕事の中で、実績を積んで、新聞の竣工広告等への積極的な掲載などで社名の宣伝を行い、何よりも日々の立居振舞い等で、一昔前のイメージからの脱却が必要と言えます。建設マスター・防水施工管理技術者・登録防水基幹技能者制度等の資格の社会的認知度の向上も必須条件と言えます。ことさら、負のイメージでマスコミに取り上げられることが無いようにすることも大切なことです。

IT産業の隆盛の中で、実態や裏付けのないWeb上の情報が氾濫し、ウソの情報も淘汰されず本当のような顔をして流布される世の中において、建設業は確固たる実体のある建物を形として世の中に作り出す素

晴らしい産業です。世代を超えて世のため、人のためになるわけです。Web上の情報に翻弄されている時代の中で、建設業の素晴らしさとやりがい世間が気付く時が、近い将来、来そうな気がします。2年半後に迫った東京オリンピック・パラリンピック開催がその一助となるかもしれません。

世の中が認めてくれ、そして若者が夢をもって入職したいと希望してくれた時に、胸を張って迎え入れられるよう、我々ができることを実直に改善し、準備する時が今ではないかと考えます。

環境要因によって現場から淘汰されるかの流れにあったアスファルト防水が、プレミアム防水として高付加価値を身にまとい復権しようとしているのと同じように、価値ある物は必ず認められることを信じて、つまらない風評や汚点をつけることが無いよう業界全体が一致団結し、担い手確保を真剣に考え、実行する時だと考えます。

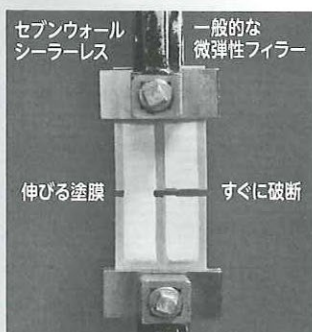
建物長寿命化に貢献！ 外壁用塗膜防水材 アクリルゴム系

セブンウォールシーラーレス

下塗り不要

施工店登録制

セブンウォールシーラーレスは、外壁のひび割れを防水層でカバーし、雨水の侵入を防ぎます。外壁用防水材規格(JIS A6021)の品質基準をクリアする、高品質な主材



と高耐候・低汚染性の上塗り材を組み合わせているので建物を長く保護します。

タイル面からの
漏水でお困りですか

防水・保護透明塗膜

セブンS



Seven Chemical
株式会社 セブンケミカル

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7丁目17-14

新宿シティ源共同ビル4F

電話 03(3366)2616 FAX 03(3366)2619

研修会、講習会等報告

北海道支部

●講演会

開催日：平成29年5月16日(火)
場 所：京王プラザホテル札幌
(札幌市中央区)

参加人数：23人

テーマ：「防水事業の経営に係る
継承問題について」

(講師▷北原慎一郎氏〈北海道
事業引継支援センター 統括
責任者〉)

東北支部

●講演会

開催日：平成29年4月25日(火)
場 所：ハーネル仙台(仙台市青
葉区)

参加人数：36人

テーマ：「最近の建設業の話題に
ついて」

(講師▷曾我靖氏〈国土交通省
東北地方整備局 建政部 建
設産業課 課長〉)

●講習会

開催日：平成29年9月17日(日)、
18日(月)

場 所：仙台ビジネスホテル(仙



台市青葉区)

参加人数：17人

テーマ：「2級建築施工管理技士
(仕上げ)講習会」

(講師▷内田浩文氏〈本会常任
理事〉)

関東・甲信支部

●第61回実務研修会

開催日：平成29年10月12日(木)、
13日(金)

場 所：都立城南職業能力開発セ
ンター(東京都品川区)

参加人数：8人

テーマ：パソコン研修「建設CAD
(JW-CAD)初級研修」

●第62回実務研修会

開催日：平成29年10月25日(水)、
11月1日(水)

場 所：都立城南職業能力開発セ
ンター

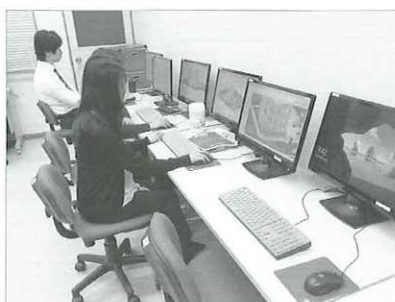
参加人数：4人

テーマ：パソコン研修「建設CAD
(JW-CAD)初級研修」

●第63回実務研修会

開催日：平成29年11月17日(金)

場 所：都立城南職業能力開発セ
ンター



参加人数：8人

テーマ：「BIM(Building
Information Modeling)
対応3次元CAD体験研
修」

中部支部

●講演会

開催日：平成29年10月30日(月)

場 所：愛知県産業労働センター
ウインクあいち(名古屋
市中村区)

参加人数：30人

テーマ：「金シャチ横丁構想(本丸
御殿・天守閣木造復元化
について)他」

(講師▷中野勝之氏〈名古屋市
観光文化交流局 名古屋城総
合事務所 主幹〉)

テーマ：「建設業の採用活動支援
について」

(講師▷紀伊保氏〈矢作建設工
業(株) 建築事業本部 管理部
部長〉)



近畿支部

●講習会

開催日：平成29年7月7日(金)

場 所：大阪科学技術センター
(大阪市西区)

参加人数：42人

テーマ：「社会保険加入後の現状
と課題について」

(講師▷永富栄三氏〈国土交通
省近畿地方整備局 建政部 建
設産業調整官〉)

テーマ：「すぐに受給できる助成
金について」

(講師▷石丸義夫氏〈株O.C.S
代表取締役〉)

●講習会

開催日：平成29年8月9日(水)

場 所：近畿支部会議室

参加人数：15人

テーマ：「FRP防水技能検定学科
試験準備講習会」

(講師▷沖田征浩氏〈田島ルー
フィング株〉、落合圭氏〈日
豊化学産業株〉)

●工場見学

開催日：平成29年9月12日(火)

場 所：株イーテック四日市工場
(三重県四日市市)

参加人数：16人

内 容：ゴムアスファルト系塗膜
防水材の製造過程を見学



●講習会見学

開催日：平成29年9月21日(木)

場 所：大阪府立今宮工科高等学
校(大阪市西成区)

参加人数：4人

内 容：関西シーリング工事業協
同組合がシーリング講座
を実施、講習を見学

●物故者諸霊慰霊祭

開催日：平成29年11月8日(水)

場 所：総本山四天王寺 本坊内
仏殿(大阪市天王寺区)

参加人数：46人

●講習会

開催日：平成29年11月29日(水)

場 所：近畿支部会議室

参加人数：8人

テーマ：「後期技能検定実技試験
事前講習会(アスファル
ト防水、改質アスファル
トシートトーチ工法、合
成ゴム系シート防水)」

●講習会

開催日：平成30年1月17日(水)

場 所：近畿支部会議室

参加人数：7人

テーマ：「後期技能検定学科試験
準備講習会」

(講師▷沖田征浩氏〈同〉)

●講習会(開催予定)

開催日：平成30年2月6日(火)

場 所：大阪産業創造館(大阪市
中央区)

テーマ：「シーリング防水につい
て」

中国支部

●研修会

開催日：平成29年5月15日(月)

場 所：メルパルク広島(広島市
中区)

参加人数：25人

テーマ：「MOCAを含むウレタン
防水材の取扱いについ
て」

(講師▷鈴木博氏〈日本ウレタ
ン建材工業会 技術委員長〉)

九州・沖縄支部

●講演会

開催日：平成29年4月28日(金)

場 所：リファレンス 駅東ビル
(福岡市博多区)

参加人数：55人

テーマ：「建設業における担い手
確保・育成の課題」

(講師▷井上良夫氏〈本会常任
理事・経営委員長〉)

テーマ：「建設業をめぐる最近の
動向及び建設業における
社会保険の推進」

(講師▷天方正彦氏〈国土交通
省九州地方整備局建政部 建
設産業調整官〉、川畑孝幸氏
〈国土交通省九州地方整備局
建政部 建設産業課課長補
佐〉)

●講演会

開催日：平成29年5月9日(火)

場 所：ホテルセントラーザ博多
(福岡市博多区)

参加人数：27人

テーマ：「ギターと笑いのお元気
説法」

(講師▷渡辺紀生氏〈曹洞宗
大悲山向陽寺 住職〉)

●講習会

開催日：平成29年9月30日(土)、
10月1日(日)

場 所：リファレンス 駅東ビル
(福岡市博多区)

参加人数：24人

テーマ：「2級建築施工管理技士
試験(仕上げ)直前講習会」
(講師▷内田浩文氏〈同〉)

全防協関係の叙勲・褒章、大臣表彰者紹介

高山会長に旭日小綬章

平成29年度の秋の叙勲で、当協会の推薦により専門工事業振興功勞で当協会の会長・高山宏氏(高山工業・東京都)が旭日小綬章を受章されました。旭日小綬章は、顕著な功績を挙げた者に授与される勲章です。高山氏は、会長として防水業界を牽引したことなどが評価されました。



片山氏、内田氏が 国土交通大臣 表彰

平成29年度の建設事業関係功勞国土交通省大臣表彰で、当協会理事の片山英男氏(日本防水総業・北海道)、当協会常任理事の内田浩文氏(光栄工業・東京都)が当協会推薦により表彰されました。



片山英男氏

長島氏に黄綬褒章

平成29年度の春の褒章で、当協会推薦で長島隆良氏(丸福建材工業・広島県)が建設業関係功勞により、黄綬褒章を受章されました。



内田浩文氏

鶴田氏、渡辺氏に瑞宝単光章

平成29年度の春の叙勲で鶴田正行氏(山栄興業・東京都)が、秋の叙勲で渡辺光氏(レオン工業・東京都)が、他団体推薦により瑞宝単光章を受章されました。



鶴田正行氏



渡辺光氏

技能検定関係で厚生労働大臣表彰、中央職業能力開発協会会長表彰

平成29年度職業能力開発関係表彰式において、当協会関係では長年にわたる技能検定への貢献が評価され、小嶋富雄氏(建信工業・新潟県)、松浦正氏(イケダ産業・愛媛県)、樋口忠男氏(元AGCポリマー建材・東京都)が厚生労働大臣表彰を授与されました。また中央職業能力開発協会会長表彰で、技能検定事業関係の都道府県技能検定委員として上田正義氏(大一防水工業・大阪府)、松田信之氏(松田防水・岡山県)に表彰状が贈られました。



小嶋富雄氏



松浦正氏



樋口忠男氏



上田正義氏



松田信之氏

新たな防水工の建設マスター・ 建設ジュニアマスター誕生

今年度の「優秀施工者 国土交通大臣顕彰(建設マスター)」において、当協会が推薦した月津隆明氏(折橋政次郎商店・富山県)、福島智成氏(岸防水工業・高知県)、的場秀充氏(ハンワ・大阪府)、吉里哲朗氏(日興工業・熊本県)が選ばれました。今回で防水工の建設マスターは累計94人となりました(うち当協会推薦は75人)。また「青年優秀施工者 土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)」には、当協会からの推薦で清水穰司氏(大池建工・愛知県)、永石浩二氏(三洋技建・広島県)が選ばれました。



月津隆明氏



福島智成氏



的場秀充氏



吉里哲朗氏



清水穰司氏



永石浩二氏

第6回 中日韓防水シンポジウムに参加して

内田 浩文 常任理事

2017年10月26～27日の2日間にわたり、第6回中日韓防水シンポジウムが中国北京の北京友誼賓館で開催されました。同シンポジウムには日本から33人、中国から130人、韓国から48人と合計200人を超える方々が参加しました。

日本からは、同シンポジウムの名誉顧問として田中享二・東京工業大学名誉教授をはじめ大学、各防水材料メーカー団体等から参加者が多数あり、当協会からは私のほか、荻谷純副会長が実行委員として参加しました。

論文のテーマとしては、①各国の最新防水動向、②地下防水技術と品質確保の方法、③プレハブ建築防水技術と品質確保の方法、④その他のテーマがあり、合計28編の論文の発表がありました。

私は「日本における防水工事の現状－技能検定－」をテーマに発



表しました。日本における技能検定制度は、現在126の職種で実施されており、試験に合格すると合格証書が交付され「技能士」と名乗ることができること、技能のレベルを国が証明する制度となっていることを最初に解説しました。

続いて現在、「防水施工職種」で実施されている9作業（前期5作業・後期4作業）の技能検定の受検資格、合否ライン、受検費用、

それぞれの試験内容の概要を説明し、合格すると「技能士」と名乗れることなどのメリットはあるものの、今後は資格手当の支給など待遇面で改善していくことが課題であるとしました。

最後に日本におい

ては、建築分野における品質の向上がさらに必要とされており、そのためには、品質の証明となる技能検定制度をさらに充実させ、ユーザーの信頼も併せて強くしなければならない、今後の技能検定制度の運営に期待したい、として発表を締めくくりました。

各国の発表内容には、興味深いものが多く、個人的にも大変勉強になりました。ソウルにおける第2回シンポジウムにも参加させていただきましたが、各段にレベルが上がっていると感じました。同行させていただいた皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。

なお、次回第7回シンポジウムは2019年の秋に東京で開催される予定です。



「平成29年度 登録防水基幹技能者講習」 合格者発表

当協会は〔東京会場〕平成29年10月10・11日、〔広島会場〕平成29年10月17・18日に行った「平成29年度登録防水基幹技能者講習」の合格者を12月5日に発表しました。合格者数は東京会場82人、広島会場61人の計143人。

合格者は次のとおりです。

（受講番号順、敬称略）。

〔東京会場〕

〈メンブレン〉清水辰夫、岩田宗大、奥田賢則、風間健太、篠宮茂雅、石渡正義、沼能正和、荒田昭弘、茂木常夫、山根希仁、吉濱貴之、比嘉進、山内邦之、今成宏一、金城睦人、池田達也、鳥栖考廣、川村勝、星雄一、水野和雄、萩原聡、小越直人、日置幸一、雨宮健太、

竹渕信之、東一喜、松井謙雄、菊地太洋、工藤高義、池上洋、百瀬勝通、大場義也、近藤拓馬、秋山幸夫、奥平定一、大釜幸光、田島大己、岡村一範、原田光幸、古屋禎一、大野正樹、本多浩次、望月隆宏、久慈孝幸、清谷光、安中大輔、山中祥豪、小山善光

〈シーリング〉有村浩太郎、三好健史、安藤広次、橋本剛、石橋大祐、野本武志、西留林男、鈴木大介、田中勝、岡田輝夫、等々力純、吉屋梢平、早坂貴志、竹俣一範、工藤光男、松本俊明、田部井輝信、増嶋正守、餅田誠司、松本慎二、宮崎弘、清水哲、馬場修作、高橋茂、上野貴志、加藤大知、渡邊透、林優磨、加藤心、石橋英明、宮地

辰五郎、花田鏡司、山元克己、宮井勝也

〔広島会場〕

〈メンブレン〉長野信一郎、板東勢治、山本政信、村岡昭光、小谷良太、白石典裕、大城徹、西原公一、半田親浩、米今栄治、森祐太、西澤俊明、田中和広、橋塚信也、久村敏文、平田哲二、古川実、村上明裕、坂上和徳、望月光、広江裕治、温品修、竹内孝貴、横山幸司、佐々木恵太、山内利雄、高木史郎、木場信明、田山博之、高田勝弘、沖本晋哉、矢野修己、山本弘之、甲斐正寛、白坂聖一、石井宏治、芳野雄大、江口昂行、脇波顯太郎、廣田晃一、宮本英明、今田剛、矢武清、的場勇太、的場孝一、西善和、植吉徹、広江和則

〈シーリング〉槻谷秀典、香川公之、森下龍真、谷川令、御堂開地竜太、新本純、乃坂晃裕、木村圭佑、真野勇仁、竹原誉也、三崎隼人、田坂政彦、宗田謙太郎

「防水施工法」(八訂版)発刊

6年ぶりに改訂した当協会編集「防水施工法」を昨年8月に発刊しました。

防水工法の基本を学ぶ教科書、また国家資格の防水技能士の受検用参考書として長きにわたり広く活用されていますが、今回の改訂では、防水層の種別とその工法および特徴を見直しました。また各

防水の共通する項目についても、整合を図り「主要材料と補助材料」「施工用機械・工具類」などの見直しと併せて、機械施工への進化にも対応した「増張りや各部の処理」を追記しました。

さらにこの改訂では「公共建築工事標準仕様書」の改定を考慮した内容の見直しも行っています。

防水施工法

一般社団法人 全国防水工事業協会 編

B5判・668頁・2017年8月発刊
価格：〔一般価格〕9,000円＋税
〔会員価格〕5,000円＋税

第9回 防水シンポジウムを開催

日本建築学会防水工事運営委員会

第9回を数える日本建築学会材料施工委員会・防水工事運営委員会による防水シンポジウムが10月4日、東京港区の建築会館ホールで開催されました。

同シンポジウムは、新材料・新工法の非公開資料や調査研究中の各種情報を広く公開するために実施されています。発表テーマは次のとおりです。

▷シーリング材の耐疲労性、接着性評価の最新動向と寿命予測▷ファサードデザインを支える構造シーラント▷JASS8(建築工事

標準仕様書・同解説JASS8(防水工事)のあり方と次期改定の方
向性▷豪雨多発時代の屋上排水▷わが国における防水コンサルタントの職能とありかた▷ウレタン系塗膜防水層における美観上のふくれの認識評価▷塗膜厚さを基としたウレタン防水層の仕様書と施工

◆形状分類した目次案を公開

「JASS8のあり方と次期改定の方
向性」では、シーリング工事に
外壁目地に使用するガスケット工
事を加えることが、関連WG委員
より具申されており、ガラス回り

はJASS17(ガラス工事)に詳細を
記述することとし、一般目地に適
用するものを新たに記載するとい
う案が紹介されました。

仕様書そのものの構成や部位に
よる節立ての変更は、形状と施工
法による2つの節立てでの目次案
が発表されました。現状の使われ
方を踏まえて、より使いやすい形
態を目指すか、本来のJASS8の
目的とした仕様書として使われる
ことを目指して内容を刷新してい
くのか、今後も検討を続ける予定
です。

訃報

北川 栄一 副会長が逝去



去る12月2日、当協会副会長の北川栄一氏(北川瀝青工業㈱代表取締役・石川県)が
闘病のかいなく、逝去されました。享年63歳。

北川氏は平成12年6月より本部理事兼経営委員ならびに北陸支部長に就任、同18
年6月からは常任理事、同22年6月から副会長となり、防水施工管理技術者認定制
度を管理する「認定制度管理委員会」および登録防水基幹技能者講習を管理する「登録
防水基幹技能者講習委員会」の委員長として、講習および試験の実施運営に尽力され
ました。そのご功績に感謝し、謹んでご冥福をお祈りいたします。

丸山 功氏が逝去



去る12月24日、当協会元専務理事/常任理事の丸山 功氏(新パーレックス工営㈱
取締役会長・東京都)がかねてより病氣療養中のところ、逝去されました。享年88歳。

丸山氏は平成3年12月の当協会設立にあたっては、全国防水工事業団体連合会の
社団法人化に多大なる貢献をされました。設立時には専務理事を務められ、同4年5
月から常任理事に就任、同10年9月から新設された技能検定特別委員会の委員長と
して技能検定の正常な運営促進に尽力されました。

その後、当協会が同15年から実施している防水施工管理技術者認定制度の立ち上
げに実施委員会および準備委員会の委員として、中心的役割を果たされました。その
ご功績に感謝し、謹んでご冥福をお祈りいたします。

参 考 資 料

都道府県別公共工事設計労務単価金額推移(防水工)

都道府県	年度	労務単価	増減	都道府県	年度	労務単価	増減	都道府県	年度	労務単価	増減
北海道	平成27	20,100	1,300	静岡県	平成27	22,800	1,200	山口県	平成27	19,500	1,000
	平成28	21,700	1,600		平成28	24,300	1,500		平成28	20,500	1,000
	平成29	23,100	1,400		平成29	25,300	1,000		平成29	21,100	600
秋田県	平成27	18,700	1,400	愛知県	平成27	22,400	1,200	鳥取県	平成27	20,200	1,000
	平成28	20,100	1,400		平成28	23,800	1,400		平成28	21,300	1,100
	平成29	21,200	1,100		平成29	24,800	1,000		平成29	21,900	600
青森県	平成27	18,100	1,100	三重県	平成27	22,200	1,200	島根県	平成27	19,200	900
	平成28	19,500	1,400		平成28	23,700	1,500		平成28	20,200	1,000
	平成29	20,600	1,100		平成29	24,700	1,000		平成29	20,800	600
岩手県	平成27	19,100	1,100	岐阜県	平成27	20,700	1,100	中国平均	平成27	19,840	980
	平成28	20,600	1,500		平成28	22,100	1,400		平成28	20,900	1,060
	平成29	21,300	700		平成29	23,000	900		平成29	21,500	600
宮城県	平成27	21,200	1,400	中部平均	平成27	22,025	1,175	徳島県	平成27	19,100	1,000
	平成28	22,800	1,600		平成28	23,475	1,450		平成28	20,500	1,400
	平成29	23,400	600		平成29	24,450	975		平成29	21,300	800
山形県	平成27	20,800	1,500	新潟県	平成27	19,000	1,200	香川県	平成27	19,200	1,000
	平成28	22,400	1,600		平成28	20,800	1,800		平成28	20,600	1,400
	平成29	23,700	1,300		平成29	21,700	900		平成29	21,400	800
福島県	平成27	21,500	2,300	富山県	平成27	19,000	1,200	愛媛県	平成27	18,900	900
	平成28	23,200	1,700		平成28	20,800	1,800		平成28	20,300	1,400
	平成29	24,000	800		平成29	21,700	900		平成29	21,100	800
東北平均	平成27	19,900	1,467	石川県	平成27	19,800	1,300	高知県	平成27	18,900	1,000
	平成28	21,433	1,533		平成28	21,600	1,800		平成28	20,300	1,400
	平成29	22,367	933		平成29	22,500	900		平成29	21,100	800
茨城県	平成27	24,200	800	福井県	平成27	20,400	700	四国平均	平成27	19,025	975
	平成28	25,000	800		平成28	21,200	800		平成28	20,425	1,400
	平成29	25,500	500		平成29	21,700	500		平成29	21,225	800
群馬県	平成27	23,100	800	北陸平均	平成27	19,550	1,100	福岡県	平成27	18,200	1,000
	平成28	23,900	800		平成28	21,100	1,550		平成28	19,400	1,200
	平成29	24,300	400		平成29	21,900	800		平成29	20,200	800
栃木県	平成27	25,000	1,100	大阪府	平成27	21,200	700	大分県	平成27	18,200	1,000
	平成28	25,900	900		平成28	22,000	800		平成28	19,400	1,200
	平成29	26,400	500		平成29	22,500	500		平成29	20,200	800
埼玉県	平成27	25,900	800	京都府	平成27	21,100	700	佐賀県	平成27	18,300	1,000
	平成28	26,900	1,000		平成28	21,900	800		平成28	19,500	1,200
	平成29	27,400	500		平成29	22,400	500		平成29	20,300	800
千葉県	平成27	26,000	800	滋賀県	平成27	21,100	700	長崎県	平成27	18,000	1,000
	平成28	27,000	1,000		平成28	21,900	800		平成28	19,200	1,200
	平成29	27,500	500		平成29	22,400	500		平成29	20,000	800
東京都	平成27	26,900	900	奈良県	平成27	21,100	700	熊本県	平成27	18,100	1,000
	平成28	27,900	1,000		平成28	21,900	800		平成28	19,300	1,200
	平成29	28,400	500		平成29	22,400	500		平成29	20,100	800
神奈川県	平成27	24,600	800	和歌山県	平成27	20,900	700	宮崎県	平成27	17,900	900
	平成28	25,500	900		平成28	21,700	800		平成28	19,100	1,200
	平成29	26,000	500		平成29	22,200	500		平成29	19,900	800
山梨県	平成27	24,300	800	兵庫県	平成27	20,400	700	鹿児島県	平成27	18,000	1,000
	平成28	25,200	900		平成28	21,200	800		平成28	19,200	1,200
	平成29	25,600	400		平成29	21,700	500		平成29	20,000	800
長野県	平成27	22,600	900	近畿平均	平成27	20,967	700	沖縄県	平成27	23,800	1,600
	平成28	23,600	1,000		平成28	21,767	800		平成28	26,000	2,200
	平成29	24,000	400		平成29	22,267	500		平成29	26,900	900
関東甲信平均	平成27	24,733	856	岡山県	平成27	20,500	1,000	九州・沖縄平均	平成27	18,813	1,063
	平成28	25,656	922		平成28	21,600	1,100		平成28	20,138	1,325
	平成29	26,122	467		平成29	22,200	600		平成29	20,950	813
				広島県	平成27	19,800	1,000	全国平均	平成27	20,851	1,030
					平成28	20,900	1,100		平成28	22,072	1,221
					平成29	21,500	600		平成29	22,796	723

1. 本単価は、公共工事の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではありません。
2. 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価です。
3. 時間外、休日および深夜の労働についての割増賃金、通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていません。
4. 本単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用)および一般管理費等の諸経費は含まれていません。
5. 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は、積算上、現場管理費等に含まれます。
6. 各平均における単価は単純平均で算出し、四捨五入しているため、増減額は表上の単価による計算額と必ずしも一致していません。

参 考 資 料

業種別許可業者数15年間推移

許可業種	15年3月	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月	21年3月	22年3月	23年3月	24年3月	25年3月	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	対15年比(倍)
土木	165,345	167,227	167,896	163,775	158,429	152,883	150,664	149,020	144,039	139,049	134,480	133,904	133,833	132,152	130,932	24
	△1.3	△1.1	0.4	△2.5	△3.3	△3.5	△1.5	△1.1	△3.3	△3.5	△3.3	△0.4	△0.1	△1.3	△0.9	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.79
建築	205,419	207,763	208,833	200,300	193,083	185,383	184,718	184,849	177,407	170,554	164,038	163,246	162,538	158,263	154,808	27
	△4.1	△4.1	0.5	△4.1	△3.6	△4.0	△0.4	0.1	△4.0	△3.9	△3.8	△0.5	△0.4	△2.6	△2.2	26
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.75
大工	62,592	64,323	65,555	64,534	63,949	63,309	64,614	66,463	66,330	65,975	65,594	66,630	67,984	68,629	69,818	15
	△1.6	△1.9	△1.9	△1.6	△0.9	△1.0	△2.1	△2.9	△0.2	△1.9	△0.6	△1.6	△2.0	△0.9	△1.7	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.12
左官	16,488	17,264	17,888	17,899	17,937	17,931	18,355	19,045	19,311	19,574	19,768	20,314	21,093	21,732	22,600	6
	△0.9	△0.7	△3.6	△0.1	△0.2	△0.0	△2.4	△3.8	△1.1	△1.4	△1.0	△2.8	△3.8	△3.0	△4.0	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.37
とび・土工	162,509	166,738	169,586	167,707	164,961	162,403	162,724	163,993	161,895	159,284	157,157	158,645	160,980	162,041	163,849	18
	△0.1	△1.6	△1.7	△1.1	△1.6	△1.6	△1.6	△0.8	△1.8	△1.6	△1.3	△0.9	△1.5	△0.7	△1.1	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.01
石	52,572	54,767	56,347	57,039	57,126	57,174	57,540	58,218	58,186	58,084	58,173	59,239	60,673	61,778	63,368	11
	△2.8	△4.2	△2.9	△1.2	△0.2	△0.1	△0.6	△1.2	△0.1	△0.2	△0.1	△1.8	△2.4	△1.1	△2.6	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.21
屋根	29,443	30,772	31,839	32,425	32,878	33,359	34,231	35,467	36,310	37,061	37,822	38,989	40,347	41,477	42,825	9
	△2.2	△4.5	△3.5	△1.8	△1.4	△1.5	△2.6	△3.6	△2.4	△2.1	△2.1	△3.1	△3.5	△2.8	△3.2	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.45
電気	52,191	53,150	53,849	52,935	52,302	51,854	52,756	54,071	54,039	53,932	54,226	55,437	56,702	57,203	57,984	16
	△1.2	△1.8	△1.3	△1.7	△1.2	△0.9	△1.7	△2.5	△0.1	△0.2	△0.5	△2.2	△2.3	△0.9	△1.4	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.11
管	90,198	92,350	93,527	91,992	90,075	87,999	87,788	88,234	86,866	85,139	83,648	83,890	84,260	83,754	83,988	22
	△0.2	△2.4	△2.0	△1.6	△2.1	△2.3	△0.3	△0.3	△1.6	△2.0	△1.8	△0.6	△0.4	△0.6	△0.3	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.93
タイラ・レンガ・ブロック	29,051	30,196	31,164	31,401	31,643	31,908	32,798	34,006	34,805	35,429	36,083	37,136	38,343	39,444	40,790	8
	△1.3	△3.9	△3.2	△0.8	△0.8	△0.8	△2.8	△3.7	△2.3	△1.8	△1.8	△2.9	△3.3	△2.9	△3.4	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.40
鋼構造物	61,603	64,260	66,398	67,078	67,355	67,594	68,379	69,578	69,747	69,622	69,708	70,832	72,375	73,601	75,360	13
	△2.1	△4.3	△3.3	△1.0	△0.4	△0.4	△1.2	△1.8	△0.2	△0.2	△0.1	△1.6	△2.2	△1.7	△2.4	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.22
鉄筋	10,743	11,393	11,900	12,153	12,333	12,503	12,882	13,612	14,100	14,480	14,784	15,183	15,852	16,565	17,621	2
	△0.6	△5.1	△4.5	△2.1	△1.5	△1.4	△1.6	△5.7	△3.6	△2.6	△5.2	△2.7	△4.4	△4.5	△6.4	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.64
舗装	93,076	95,544	97,199	96,777	95,286	93,587	92,861	92,653	91,017	89,237	87,772	88,136	88,982	89,117	89,634	20
	△1.1	△2.7	△1.7	△0.4	△1.5	△1.8	△0.8	△0.2	△1.8	△2.0	△1.6	△0.4	△1.0	△0.2	△0.6	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.96
しゃんせつ	39,042	40,830	42,226	43,022	43,179	43,218	43,304	43,629	43,544	43,298	43,305	43,915	44,855	45,541	46,634	12
	△4.0	△4.6	△3.4	△1.9	△0.4	△0.1	△0.2	△0.8	△0.2	△0.6	△0.0	△1.4	△2.1	△1.5	△2.4	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.19
板金	14,317	15,124	15,739	16,037	16,318	16,651	17,181	18,002	18,604	19,101	19,531	20,142	20,960	21,744	22,804	4
	△3.0	△5.6	△4.1	△1.9	△1.8	△2.0	△3.2	△4.8	△3.3	△2.7	△2.3	△3.1	△4.1	△3.7	△4.9	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.59
ガラス	10,066	10,761	11,249	11,628	11,908	12,213	12,655	13,312	13,879	14,372	14,830	15,404	16,165	16,890	17,820	3
	△0.6	△6.9	△4.5	△3.4	△2.4	△2.6	△3.6	△5.2	△4.3	△3.6	△3.2	△3.9	△4.9	△5.5	△5.5	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.77
塗装	40,473	42,616	44,334	44,975	45,544	46,069	47,041	48,469	49,204	49,798	50,318	51,560	53,119	54,626	56,565	7
	△2.9	△5.3	△4.0	△1.4	△1.3	△2.1	△2.1	△3.0	△1.5	△1.2	△1.2	△2.5	△3.0	△2.8	△3.5	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.40
防水	17,648	18,777	19,655	20,392	20,965	21,549	22,246	23,327	24,284	25,091	25,786	26,540	27,592	28,590	29,941	5
	△5.3	△6.4	△4.7	△3.7	△2.8	△2.8	△3.2	△4.9	△4.1	△3.3	△2.8	△2.9	△4.0	△3.6	△4.7	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.70
内装仕上	57,295	59,463	61,192	61,419	61,526	62,090	63,799	65,993	66,881	67,048	67,397	68,642	70,230	71,478	73,072	14
	△0.1	△3.8	△2.9	△0.4	△0.2	△0.9	△2.8	△3.4	△1.3	△1.2	△0.2	△1.8	△2.3	△1.8	△2.2	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.28
機械器具設置	17,981	18,393	18,762	18,662	18,578	18,694	19,092	19,714	19,997	20,046	20,267	20,546	20,780	20,935	21,220	17
	△0.1	△2.3	△2.0	△0.5	△0.5	△0.6	△2.1	△3.3	△1.4	△0.2	△1.1	△1.4	△1.1	△0.7	△1.4	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.18
熱絶縁	8,077	8,662	9,141	9,580	9,874	10,226	10,643	11,309	11,959	12,566	13,074	13,675	14,453	15,207	16,223	1
	△0.1	△7.2	△5.5	△4.8	△3.1	△3.6	△4.1	△6.3	△5.7	△5.1	△4.0	△4.6	△5.7	△5.2	△6.7	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.01
電気通信	11,667	12,001	12,359	12,391	12,470	12,568	12,847	13,252	13,458	13,578	13,570	13,725	13,934	14,086	14,243	19
	△1.7	△2.9	△3.0	△0.3	△0.6	△0.8	△2.2	△3.2	△1.6	△0.9	△0.1	△1.1	△1.5	△1.1	△1.1	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.22
造船	35,371	35,893	35,969	35,208	33,978	32,461	31,515	30,796	29,657	28,540	27,509	27,133	26,858	26,320	25,938	25
	△0.2	△2.1	△0.4	△2.1	△3.5	△4.5	△2.8	△2.3	△3.7	△3.7	△3.8	△1.4	△1.0	△2.0	△1.5	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.73
さく井	3,252	3,285	3,284	3,194	3,072	2,973	2,941	2,999	2,793	2,701	2,					

資料

年度別「防水施工」技能士資格取得状況

(単位：人)

作業別	シーリング防水		セメント系防水		ウレタンゴム系防水		アクリルゴム系防水		アスファルト防水		改質アスファルトシート トーチ工法防水		合成ゴム系シート防水		塩化ビニル系シート防水		コンクリート・プレハブ建築防水		FRP防水		合 計	
級別	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
昭和51年度～ 平成元年度計	(昭和53年度開始) 1,720	(昭和53年度開始) 2,911	(昭和53年度開始) 434	(昭和53年度開始) 95	(昭和52年度開始) 1,594	(昭和52年度開始) 1,883	(昭和60年度開始) 933	(昭和60年度開始) 419	(昭和51年度開始) 2,055	(昭和51年度開始) 1,073			(昭和52年度開始) 1,842	(昭和52年度開始) 1,790	(昭和52年度開始) 596	(昭和52年度開始) 358	(昭和54年度開始) 135	(昭和54年度開始) 123			9,309	8,652
平成2年度	194	247	23	1	131	92	74	43	75	33			110	106	98	30	3	7			708	559
3年度	161	294			114	145	78	39	88	39			152	103	92	46					685	666
4年度	187	232	46	5	145	159	75	35	94	36			145	113	77	52	5	14			774	646
5年度	188	267	61	5	167	129	133	35	67	22			125	112	59	44					800	614
6年度	337	481	53	6	217	192	140	39	93	44			138	108	93	58					1,071	928
7年度	320	357	68	7	191	214	115	41	96	34			134	107	89	39	9	18			1,022	817
8年度	278	386	50	8	189	192	71	44	97	43			146	88	100	54					931	815
9年度	346	404	48	7	226	207	85	36	105	31	256	36	112	86	103	57	3	4			1,284	868
10年度	372	299	56	5	293	196	56	28	70	28	233	43	105	101	116	61					1,301	761
11年度	409	366	52	15	274	224	80	28	63	20	193	29	132	67	107	67					1,310	816
12年度	355	295	44	4	340	211	56	18	82	34	108	27	117	77	160	52					1,262	718
13年度	460	266	32	5	291	188	34	24	85	22	164	34	138	62	137	37			304	99	1,645	737
14年度	422	320	34	11	327	157	39	14	116	25	111	27	119	44	125	51			384	152	1,677	801
15年度	498	237	30	5	304	134	60	27	82	14	115	12	120	29	125	30			316	131	1,650	619
16年度	630	239	50	5	501	137	131	20	139	21	149	18	164	24	218	28			328	61	2,310	553
17年度	492	132	31	0	451	123	67	11	69	7	159	18	156	17	266	24			358	75	2,049	407
18年度	530	150	42	1	429	58	72	15	91	17	160	8	124	11	293	40			363	101	2,104	401
19年度	484	152	28	3	477	106	60	6	57	4	165	12	144	15	280	39			354	91	2,049	428
20年度	638	151	31	3	540	96	54	8	58	5	202	7	94	3	311	33			360	96	2,288	402
21年度	532	126	28	0	486	73	70	6	58	3	163	5	77	9	249	33			272	43	1,935	298
22年度	401	92	40	1	485	54	56	2	19	6	153	12	71	5	254	31			200	28	1,679	231
23年度	508	101	60	0	440	55	49	3	76	3	139	4	46	9	301	30			173	30	1,792	235
24年度	394	98	55	1	403	62	64	3	50	3	132	6	57	3	255	23			142	30	1,552	229
25年度	479	73	48	0	441	51	101	3	44	4	157	8	41	3	276	29			184	43	1,771	214
26年度	454	73	1	0	332	51	77	4	52	3	145	18	48	5	337	28			135	28	1,581	210
27年度	465	88	153	0	435	41	57	3	38	6	175	8	38	1	294	33			144	32	1,799	212
28年度	412	92	2	0	531	70	81	11	54	9	171	4	30	5	304	37			145	17	1,730	245
29年度	415	77	90	0	563	53	74	7	1	0	5	0	1	0	4	0			134	28	1,287	165
計	13,081	9,006	1,690	193	11,317	5,353	3,042	972	4,074	1,589	3,255	336	4,726	3,103	5,719	1,444	155	166	4,296	1,085	51,355	23,247
																					74,602	

(一社)全防協調査による。 ※平成29年度は前期合格発表分のみ。

防水施工技能検定協団体調査

(平成29年度)

都道府県	シーリング防水	セメント系防水	ウレタンゴム系 塗膜防水	アクリルゴム系 塗膜防水	アスファルト防水	改質アスファルト シート・チエ工法防水	合成ゴムシート防水	塩化ビニル系 シート防水	F R P 防水
北海道	北海道シーリング工事 業協同組合・シーリン グ防水技術向上協議会 (旭川地区)	北海道塗膜防水工事業 協会	北海道塗膜防水工事業 協会	—	北海道アスファルト防 水工事業協同組合	北海道アスファルト防 水工事業協同組合	北海道シート防水工事 業協会	ロンブルーフ防水事業 協同組合北海道支部	北海道塗膜防水工事業 協会
秋田県	秋田県シーリング会	—	秋田県防水工事業組合	—	秋田県防水工事業組合	秋田県防水工事業組合	秋田県防水工事業組合	秋田県防水工事業組合	秋田県防水工事業組合
青森県	青森県シーリング防水 協会	青森県防水工事業協会	—	—	—	—	—	—	—
岩手県	東北シーリング工事業 協同組合岩手支部	—	岩手県防水工事業協同 組合	—	—	岩手県防水工事業協同 組合	—	岩手県防水工事業協同 組合	岩手県防水工事業協同 組合
宮城県	東北シーリング工事業 協同組合	—	宮城県防水工事業協同 組合	—	宮城県防水工事業協同 組合	宮城県防水工事業協同 組合	—	宮城県防水工事業協同 組合	宮城県防水工事業協同 組合
山形県	山形県防水工事業組合	—	山形県防水工事業組合	山形県防水工事業組合	山形県防水工事業組合	山形県防水工事業組合	山形県防水工事業組合	山形県防水工事業組合	山形県防水工事業組合
福島県	福島県総合防水工事業 協同組合	福島県総合防水工事業 協同組合	福島県総合防水工事業 協同組合	—	福島県総合防水工事業 協同組合	福島県総合防水工事業 協同組合	福島県総合防水工事業 協同組合	福島県総合防水工事業 協同組合	福島県総合防水工事業 協同組合
茨城県	茨城県防水工事業連合 会	—	茨城県防水工事業連合 会	茨城県防水工事業連合 会	茨城県防水工事業連合 会	茨城県防水工事業連合 会	茨城県防水工事業連合 会	茨城県防水工事業連合 会	茨城県防水工事業連合 会
群馬県	群馬県防水工事業協同 組合	—	群馬県防水工事業協同 組合	群馬県防水工事業協同 組合	群馬県防水工事業協同 組合	群馬県防水工事業協同 組合	群馬県防水工事業協同 組合	群馬県防水工事業協同 組合	群馬県防水工事業協同 組合
栃木県	栃木県防水技能士育成 会	—	栃木県防水技能士育成 会	—	—	栃木県防水技能士育成 会	栃木県防水技能士育成 会	栃木県防水技能士育成 会	栃木県防水技能士育成 会
埼玉県	埼玉県建設防水工事業 協同組合	—	埼玉県建設防水工事業 協同組合	—	—	埼玉県建設防水工事業 協同組合	—	埼玉県建設防水工事業 協同組合	—
千葉県	千葉県建設防水工事業 協同組合	—	千葉県建設防水工事業 協同組合	—	千葉県建設防水工事業 協同組合	千葉県建設防水工事業 協同組合	—	千葉県建設防水工事業 協同組合	千葉県建設防水工事業 協同組合
東京都	東日本シーリング工事 業協同組合	東京都セメント系防水 技能検定協議会	東京都塗膜防水技能検 定協議会	東京都塗膜防水技能検 定協議会	東京都防水工事業協会	東京都防水工事業協会	東京都防水工事業協会	東京都防水工事業協会	東京都塗膜防水技能検 定協議会
神奈川県	神奈川県建設防水事業 協同組合	—	神奈川県建設防水事業 協同組合	—	—	神奈川県建設防水事業 協同組合	神奈川県建設防水事業 協同組合	神奈川県建設防水事業 協同組合	神奈川県建設防水事業 協同組合
山梨県	山梨県建設防水協会	—	山梨県建設防水協会	山梨県建設防水協会	山梨県建設防水協会	—	山梨県建設防水協会	山梨県建設防水協会	山梨県建設防水協会
長野県	長野県防水事業協会	—	長野県防水事業協会	—	長野県防水事業協会	長野県防水事業協会	長野県防水事業協会	長野県防水事業協会	長野県防水事業協会
静岡県	静岡県シーリング工事 業協同組合	—	静岡県防水工事業協会	静岡県塗装看板事業組合 連合会	静岡県防水工事業協会	静岡県防水工事業協会	静岡県防水工事業協会	静岡県防水工事業協会	静岡県防水工事業協会
愛知県	中部シーリング工事業 協同組合	—	愛知県防水工事業協会	愛知県アクリルゴム防 水技能検定推進協議会 (東近合設)	愛知県防水工事業協会	愛知県防水工事業協会	愛知県防水工事業協会	ロンブルーフ防水事業 協同組合東海支部	愛知県防水工事業協会
三重県	三重県職業能力開発協 会	—	三重県職業能力開発協 会	三重県職業能力開発協 会	三重県職業能力開発協 会	三重県職業能力開発協 会	三重県職業能力開発協 会	三重県職業能力開発協 会	三重県職業能力開発協 会
岐阜県	岐阜県防水事業協会	—	岐阜県防水事業協会	岐阜県防水事業協会	岐阜県防水事業協会	岐阜県防水事業協会	岐阜県防水事業協会	岐阜県防水事業協会	岐阜県防水事業協会
新潟県	新潟県防水工事業協同 組合	新潟県防水工事業協同 組合	新潟県防水工事業協同 組合	新潟県防水工事業協同 組合	新潟県防水工事業協同 組合	新潟県防水工事業協同 組合	新潟県防水工事業協同 組合	新潟県防水工事業協同 組合	新潟県防水工事業協同 組合
富山県	富山県シーリング工事 業協同組合	—	富山県防水工事業協会	富山県防水工事業協会	富山県防水工事業協会	富山県防水工事業協会	富山県防水工事業協会	富山県防水工事業協会	富山県防水工事業協会
石川県	石川県シーリング工事 協同組合	—	石川県防水事業協同組 合	—	石川県防水事業協同組 合	石川県防水事業協同組 合	—	石川県防水事業協同組 合	石川県防水事業協同組 合

参 考 資 料

参 考 資 料

(平成29年度)

都道府県	シーリング防水	セメント系防水	ウレタンゴム系 緩衝防水	アクリルゴム系 緩衝防水	アスファルト防水	改質アスファルト シート・エッチ工防水	合成ゴム系シート防水	塩化ビニル系 シート防水	F R P 防水
福井県	福井県シーリング工事 業協同組合	—	福井県防水工事協同組 合	—	—	福井県防水工事協同組 合	福井県防水工事協同組 合	福井県防水工事協同組 合	福井県防水工事協同組 合
大阪府	関西シーリング工事業 協同組合	セメント系防水技術検 定協議会	関西塗膜防水工事事業協 会	関西塗膜防水工事事業協 会	全防協 近畿支部	全防協 近畿支部	全防協 近畿支部	シート防水技術協議会	全防協 近畿支部
京都府	—	—	京都府塗装工業協同組 合・京都防水工事事業協 会	京都府塗装工業協同組 合・京都防水工事事業協 会	—	京都防水工事事業協 会	京都防水工事事業協 会	京都防水工事事業協 会	京都建築防水協会・京 都防水工事事業協 会
滋賀県	滋賀県防水工事事業協 会	—	—	滋賀県防水工事事業協 会	—	—	—	—	—
奈良県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山県	和歌山県防水工事事業協 同組合	—	和歌山県防水工事事業協 同組合	和歌山県防水工事事業協 同組合	—	和歌山県防水工事事業協 同組合	和歌山県防水工事事業協 同組合	和歌山県防水工事事業協 同組合	和歌山県防水工事事業協 同組合
兵庫県	神戸防水協会	—	神戸防水協会	—	—	—	—	神戸防水協会	—
岡山県	岡山県防水工事事業協 同組合	—	岡山県防水工事事業協 同組合	岡山県防水工事事業協 同組合	岡山県防水工事事業協 同組合	岡山県防水工事事業協 同組合	岡山県防水工事事業協 同組合	岡山県防水工事事業協 同組合	岡山県防水工事事業協 同組合
広島県	中国シーリング工事業 協同組合	広島県防水技術検 定協議会	広島県防水技術検 定協議会	中国塗膜防水工業業 会	広島県防水技術検 定協議会	広島県防水技術検 定協議会	広島県防水技術検 定協議会	広島県防水技術検 定協議会	中国塗膜防水工業業 会
山口県	山口県職業能力開発協 会	—	山口県職業能力開発協 会	山口県職業能力開発協 会	山口県職業能力開発協 会	山口県職業能力開発協 会	山口県職業能力開発協 会	山口県職業能力開発協 会	山口県職業能力開発協 会
鳥取県	鳥取県防水工事事業協 同組合	—	鳥取県防水工事事業協 同組合	鳥取県防水工事事業協 同組合	—	鳥取県防水工事事業協 同組合	鳥取県防水工事事業協 同組合	鳥取県防水工事事業協 同組合	鳥取県防水工事事業協 同組合
島根県	島根県防水工事事業協 会	—	島根県防水工事事業協 会	島根県防水工事事業協 会	島根県防水工事事業協 会	島根県防水工事事業協 会	島根県防水工事事業協 会	島根県防水工事事業協 会	島根県防水工事事業協 会
徳島県	徳島県防水工事事業協 同組合	—	徳島県防水工事事業協 同組合	徳島県防水工事事業協 同組合	—	徳島県防水工事事業協 同組合	徳島県防水工事事業協 同組合	徳島県防水工事事業協 同組合	徳島県防水工事事業協 同組合
香川県	香川県防水事業協 会	—	香川県防水事業協 会	香川県防水事業協 会	香川県防水事業協 会	香川県防水事業協 会	香川県防水事業協 会	香川県防水事業協 会	香川県防水事業協 会
愛媛県	愛媛県防水技術士会	—	愛媛県防水技術士会	愛媛県防水技術士会	愛媛県防水技術士会	愛媛県防水技術士会	愛媛県防水技術士会	愛媛県防水技術士会	愛媛県防水技術士会
高知県	高知県防水工事事業協 会	高知県防水工事事業協 会	高知県防水工事事業協 会	高知県防水工事事業協 会	高知県防水工事事業協 会	高知県防水工事事業協 会	高知県防水工事事業協 会	高知県防水工事事業協 会	高知県防水工事事業協 会
福岡県	九州シーリング工事業 協同組合	(一社)福岡県防水工事 業協会	(一社)福岡県防水工事 業協会	(一社)福岡県防水工事 業協会	(一社)福岡県防水工事 業協会	(一社)福岡県防水工事 業協会	(一社)福岡県防水工事 業協会	(一社)福岡県防水工事 業協会	(一社)福岡県防水工事 業協会
大分県	大分県防水・外壁改修 工事業協同組合	大分県防水・外壁改修 工事業協同組合	大分県防水・外壁改修 工事業協同組合	大分県防水・外壁改修 工事業協同組合	大分県防水・外壁改修 工事業協同組合	大分県防水・外壁改修 工事業協同組合	大分県防水・外壁改修 工事業協同組合	大分県防水・外壁改修 工事業協同組合	大分県防水・外壁改修 工事業協同組合
佐賀県	佐賀県防水外壁工事業 協会	—	佐賀県防水外壁工事業 協会	佐賀県防水外壁工事業 協会	佐賀県防水外壁工事業 協会	佐賀県防水外壁工事業 協会	佐賀県防水外壁工事業 協会	佐賀県防水外壁工事業 協会	佐賀県防水外壁工事業 協会
長崎県	長崎県職業能力開発協 会	—	長崎県職業能力開発協 会	長崎県職業能力開発協 会	長崎県職業能力開発協 会	長崎県職業能力開発協 会	長崎県職業能力開発協 会	長崎県職業能力開発協 会	長崎県職業能力開発協 会
熊本県	(一社)熊本県防水工事 業協会	(一社)熊本県防水工事 業協会	(一社)熊本県防水工事 業協会	(一社)熊本県防水工事 業協会	(一社)熊本県防水工事 業協会	(一社)熊本県防水工事 業協会	(一社)熊本県防水工事 業協会	(一社)熊本県防水工事 業協会	(一社)熊本県防水工事 業協会
宮崎県	宮崎県防水工事事業協 同組合	—	宮崎県防水工事事業協 同組合	宮崎県防水工事事業協 同組合	宮崎県防水工事事業協 同組合	宮崎県防水工事事業協 同組合	宮崎県防水工事事業協 同組合	宮崎県防水工事事業協 同組合	宮崎県防水工事事業協 同組合
鹿児島県	鹿児島県防水工事事業協 同組合	—	鹿児島県防水工事事業協 同組合	鹿児島県防水工事事業協 同組合	鹿児島県防水工事事業協 同組合	鹿児島県防水工事事業協 同組合	鹿児島県防水工事事業協 同組合	鹿児島県防水工事事業協 同組合	鹿児島県防水工事事業協 同組合
沖縄県	沖縄県防水施工工業協 会	—	沖縄県防水施工工業協 会	沖縄県防水施工工業協 会	沖縄県防水施工工業協 会	沖縄県防水施工工業協 会	沖縄県防水施工工業協 会	—	沖縄県防水施工工業協 会

(一社)全国防水工事業協会 賛助会員名簿 (平成30年1月現在、会員番号順)

会社名	〒番号	所在地	電話番号	URL
長谷川化学工業(株)	276-0022	千葉県八千代市上高野1384-5	047-484-7141	http://www.sanAsheet.com
宇部興産(株)建材事業部営業推進部	105-8449	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	03-5419-6206	http://www.ube.co.jp/
化研マテリアル(株)	105-0003	東京都港区西新橋2-35-6 第3松井ビル	03-3436-4001	http://www.kaken-material.co.jp
横浜ゴム(株)	105-8685	東京都港区新橋5丁目36-11	03-5400-4173	http://www.yrc.co.jp/mb/list/index.html
コニシ(株)ボンド営業本部 東京建設	101-0054	東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエア	03-5259-5737	http://www.bond.co.jp
サンスター技研(株)住環境営業部	105-0014	東京都港区芝3-8-2 芝公園ファーストビル21階	03-5441-1467	http://www.sunstar-engineering.com
昭石化工(株)営業部	135-8074	東京都港区台場2-3-2 台場フロンティアビル11階	03-5531-7063	http://www.shosekikako.co.jp
(株)ダイフレックス	163-0825	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル25階	03-5381-1555	http://www.dyflex.co.jp
ダウ化工(株)	140-0002	東京都品川区東品川2-2-24 天王洲セントラルタワー11階	03-5460-2338	http://www.dowkakoh.co.jp
田島ルーフィング(株)防水営業部	101-8579	東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX南ウイング21階	03-6837-8888	http://www.tajima.jp/
ディックブルーフィング(株)	151-0053	東京都渋谷区代々木3-24-3 新宿スリーケービル5階	03-6859-5020	http://www.dpcdpc.com/
東亜合成(株)建材・土木部	105-8419	東京都港区西新橋1-14-1	03-3597-7341	http://www.toagosei.co.jp
モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ ジャパン合同会社建材グループ	107-6112	東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル	03-5544-3111	http://www.momentive.jp/
東和工業(株)営業部	174-0043	東京都板橋区坂下3-29-11	03-3968-2301	http://www.towaltd.co.jp
日新工業(株)営業統括部	120-0025	東京都足立区千住東2-23-4	03-3882-2571	http://www.nisshinkogyo.co.jp/
双和化学産業(株)ポリルーフ第1事業部	108-0073	東京都港区三田3-1-9 大坂家ビル7階	03-5476-2371	http://www.sowa-chem.co.jp/
野口興産(株)	176-8522	東京都練馬区豊玉北2-16-14	03-3994-5601	http://www.noguchi-kousan.co.jp
(株)フジキ	104-0033	東京都中央区新川2-22-1 いちご新川ビル2階	03-6280-2011	http://www.e-fjk.co.jp
フヨ(株)建材事業部	130-0003	東京都墨田区横川4-10-9	03-5608-0101	http://www.fuyo-web.co.jp
ロンシール工業(株)防水事業部	130-8570	東京都墨田区緑4-15-3	03-5600-1866	http://www.lonseal.co.jp/
住ベシト防水(株)	140-0002	東京都品川区東品川2-5-8 天王洲パークサイドビル	03-5462-8960	http://www.sunloid-dn.jp
AGCポリマー建材(株)	103-0013	東京都中央区日本橋人形町1-3-8 沢の鶴人形町ビル7階	03-6667-8421	http://www.agc-polymer.com/
(株)イーテック	105-0021	東京都港区東新橋1-9-2 汐留住友ビル	03-6218-3842	http://www.etec.jsr.co.jp
(株)タイセイ	160-0023	東京都新宿区西新宿8-4-2 野村不動産西新宿ビル9階	03-3364-1234	http://www.expantay.co.jp
保土谷建材(株)	104-0028	東京都中央区八重洲2丁目4-1 ユニゾ八重洲ビル	03-5299-8170	http://www.hodogaya.co.jp/hcp
カネカケンテック(株)	100-0011	東京都千代田区内幸町1-3-3	03-3596-7011	http://www.kkctc.jp/
早川ゴム(株)	135-0031	東京都江東区佐賀1-16-10	03-3642-9434	http://www.hrc.co.jp
(株)K・Cアスカ	231-0006	神奈川県横浜市中区南仲通3-32-1 みなとファンタジアビル6階	045-211-2801	http://www.kc-asuka.co.jp
昭和電工建材(株)	221-0024	神奈川県横浜市中区神奈川区恵比須町8	045-444-1691	http://www.sdk-k.com
静岡澁青工業(株)	420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町4-8	054-273-2781	http://www.shizureki.co.jp
ユナイト(株)	410-0315	静岡県沼津市桃里112-2	055-967-2185	http://www.unite-inc.com
茶谷産業(株)建材事業ユニット	103-0023	東京都中央区日本橋本町2-8-7 オー・ジー東京ビル4階	03-6667-2364	http://www.chatani.co.jp
大泰化工(株)営業部	566-0072	大阪府摂津市鳥飼西3-11-2	072-654-5121	http://daitai.co.jp/
(株)ウォータイト	660-0892	兵庫県尼崎市東難波町3-26-9	06-6487-1546	http://www.wotaito.co.jp
アーキヤマデ(株)営業本部	564-0053	大阪府吹田市江の木町24-10	06-6385-1268	http://www.a-yamade.co.jp
大日化成(株)	571-0030	大阪府門真市末広町8-13	06-6909-6755	http://www.dainichikasei.co.jp/
ジャパンマテリアル(株)	564-0063	大阪府吹田市江坂町1-23-5 大同生命江坂第2ビル3階	06-6192-9101	http://www.japanmaterial.co.jp/
ニッタ化工品(株)	530-0003	大阪府大阪市北区堂島1-5-30 堂島プラザビル11階	06-4799-6511	http://www.toyo-ci.co.jp
大関化学工業(株)	658-0041	兵庫県神戸市東灘区住吉南町1-1-15	078-841-1141	http://www.ozeki-chemical.co.jp
シバタ工業(株)東京支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-21 JPRクレスト竹橋ビル8階	03-3292-3861	http://www.sbt.co.jp/
三ツ星ベルト(株)建設資材事業部	653-0024	兵庫県神戸市長田区浜添通4-1-21	078-685-5771	http://www.mitsuboshi.co.jp
山陽化研(株)	651-2128	兵庫県神戸市西区玉津町今津605-1	078-919-0341	
富士交易(株)	733-0037	広島県広島市西区西観音町11-20	082-294-4000	
七王工業(株)	765-0031	香川県善通寺市金蔵寺町180	0877-62-0951	http://www.nanao-net.co.jp

(一社)全国防水工事業協会 特別会員名簿 (平成30年1月現在、会員番号順)

会社名	〒番号	所在地	電話番号	URL
北海道シーリング工事業協同組合	060-0032	北海道札幌市中央区北2条東10-15-28	011-251-3364	http://www.hokusikyoku.or.jp
東北シーリング工事業協同組合	981-3117	宮城県仙台市泉区市名坂字野蔵19-3	022-771-6104	
全国イーテック防水工業会	105-0021	東京都港区東新橋1-9-2 汐留住友ビル22階 (※イーテック内)	03-6218-3842	http://www.wp-etec.com
ゴムアスファルト防水工事業協同組合	135-8074	東京都港区台場2-3-2 台場フロンティアビル11階	03-5531-5977	http://www.gomuasau.or.jp/
サラセヌ工業会	103-0013	東京都中央区日本橋人形町1-3-8 沢の鶴人形町ビル7階 (AGCポリマー建材(株)内)	03-6667-8427	http://www.saracenu-association.com/
サンロイドDN工業会	140-0002	東京都品川区東品川2-5-8 天王洲パークサイドビル (住ベシート防水(株)内)	03-5462-8960	http://www.sunloid-dn.jp
全国アロンコート・アロンウオール 防水工事業協同組合	105-0003	東京都港区西新橋1-11-8 丸万5号館3階	03-3595-2331	http://www.zen-aron.or.jp
全国パラテックス防水工事業協同組合	106-0044	東京都港区東麻布1-9-15 東麻布一丁目ビル7階	03-3582-8226	http://www.paratex.net/
全国ケミアスルーフ防水協同組合	103-0001	東京都中央区日本橋小伝馬町15-18 ユニゾ小伝馬町ビル6階(※エイ・アール・センター内)	03-5614-6295	http://www.ar-center.co.jp/
ダイフレックス防水工事業協同組合	163-0825	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル25階	03-6864-0262	http://www.dyflex.or.jp
ディックブルーフィング工業会	151-0053	東京都渋谷区代々木3-24-3 新宿スリーケービル5階	03-6859-5023	http://www.dpia.ne.jp
東西アスファルト事業協同組合	101-8579	東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX南ウイング21階	03-6837-8880	http://www.tozai-as.or.jp/
トーヨー防水工業会	162-0808	東京都新宿区天神町10番地 安村ビル (ニッタ化工品(株)内)	03-3235-1713	http://www.toyo-roofing.com
日本アスファルト防水工業協同組合	120-0025	足立区千住東2-23-4(日新工業(株)内)	03-6806-2666	http://www.nihon-as.or.jp
東日本シーリング工事業協同組合	135-0034	東京都江東区永代2-33-6 有沢ビル2階	03-3641-9561	http://www.toushikyoku.jp/
ロンブルーフ防水事業協同組合	130-0021	東京都墨田区緑4-15-3 ロンシールビル1階	03-5600-4036	http://www.lonproof.or.jp/
UBE防水工業会	105-8449	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館(宇部興産(株)内)	03-5419-6206	http://www.ube-bousui.com
東京都防水工事業協会	101-0025	東京都千代田区神田佐久間町3-38 第5東ビル	03-5833-2780	http://www.toboukyo.com
全国ポリルーフ工業会	108-0073	東京都港区三田3-1-9 大坂家ビル7階 (双和化学産業(株)内)	03-5484-3060	http://www.sowa-chem.co.jp/polyroof
ダイヤフォルテ防水工業会	100-0005	東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル (明和産業(株)内)	03-3240-9319	http://www.diaforte.jp
コスミック工業会	160-0825	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル25階 (※ダイフレックス コスミック事業部内)	03-5321-9761	http://www.cosmic-k.com/
パンレタン防水工事業協同組合	104-0028	東京都中央区八重洲2丁目4-1 ユニゾ八重洲ビル9階 (保土谷建材(株)内)	03-5299-8189	http://www.panretan.com
関東ハマタイトアーバンルーフ会	105-8685	東京都港区新橋5丁目36-11(横浜ゴムMBジャパン(株)内)	03-5400-4880	http://www.khur.net/
神奈川県建設防水事業協同組合	231-0002	神奈川県横浜市中区海岸通り4-17 東信ビル5階	045-212-1065	http://www.kanagawa-bousui.com
東日本ショウゼット工業会	221-0024	神奈川県横浜市中区神奈川恵比須町8 (昭和電工建材(株)建設資材営業部内)	045-444-1691	http://shozet.jp
静岡県シーリング工事業協同組合	422-8045	静岡県静岡市駿河区西島821-1(※静岡コーキング工業内)	054-283-9530	http://www.siz-sba.or.jp/sskumiai/
静岡県防水工事業協会	424-0061	静岡県静岡市清水区大内263(不二化成(株)内)	054-345-7401	http://www.shizuoka-bousuikyoku.jp/
新日アスファルト防水事業協同組合	461-0014	愛知県名古屋市中区栄木町1-15 (日清建工(株)名古屋支店内)	052-951-1535	http://shinnichiasu.jp/
中部シーリング工事業協同組合	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内1-2-28 吉村ビル4階402	052-201-7086	http://chusikyoku.com
富山県シーリング工事業協同組合	939-8211	富山県富山市二口町5-6-10(石動コーキング(株)内)	076-493-7740	
石川県防水事業協同組合	921-8062	石川県金沢市新保本1-465(日精工業(株)内)	076-236-2670	http://www.kenbousui.com/
関西シーリング工事業協同組合	540-0012	大阪府大阪市中央区谷町4-4-13 エフクレスト202	06-6946-2226	http://kansikyoku.server-shared.com/
全国コンパック工業会	566-0072	大阪府摂津市島飼西3-11-2(大泰化工(株)内)	072-654-5121	http://www.conpack.net/
全日アスファルト防水事業協同組合	555-0034	大阪府大阪市西淀川区福町3-1-50	06-6474-7841	http://www.zennichiasu.jp
日本セリノール防水事業協同組合	541-0052	大阪府大阪市中央区安土町1-8-15 野村不動産ビル11階 (茶谷産業(株)内)	06-6271-2340	http://www.japan-cerinol.com
日本リベットルーフ防水工事業協同組合	564-0053	大阪府吹田市江の木町24-10 山出ビル	06-6385-5758	http://www.rivetroof.jp
全国サンタック防水工事業協同組合	564-0052	大阪府吹田市芝芝町12-8(早川ゴム(株)大阪支店内)	06-6386-6531	http://www.santac.or.jp/
関西サラセヌ工業会	553-0001	大阪府大阪市福島区海老江5-2-2 大拓ビル4階 (AGCポリマー建材(株)内)	06-6453-6401	
京都防水工事業協会	601-8367	京都府京都市南区吉祥院石原町14-1(東洋建材(株)内)	075-662-1537	http://www.kbk.gr.jp
イサムエラストマー会	525-0072	滋賀県草津市笠山8-2-1(イサム塗料(株)営業企画部内)	077-565-0210	http://www.elastomer.jp/index.html

(一社)全国防水工事業協会 特別会員名簿 (平成30年1月現在、会員番号順)

会社名	〒番号	所在地	電話番号	URL
滋賀県防水工事業協会	520-2152	滋賀県大津市月輪1-13-9(㈱メイコウ内)	077-545-5512	http://www.geocities.jp/shigabousui
ネオ・ルーフィング工業会	653-0024	兵庫県神戸市長田区浜添通4-1-21(三ツ星ベルト㈱内)	078-685-5771	http://www.neo-roofing.jp/
神戸防水協会	657-0035	兵庫県神戸市灘区友田町3-2-1(棚田建材㈱内)	078-841-3551	
中国シーリング工事業協同組合	730-0013	広島県広島市中区八丁堀1-12 マスキバ丁堀ビル4階	082-222-7578	http://www.sealing.or.jp
徳島県防水工事業協同組合	770-0801	徳島県徳島市上助任町蛸子122番地(㈱斎藤防水工業内)	088-622-2931	
高知県防水工事業協会	781-0013	高知県高知市藪野中町25-6(フルイチ㈱高知営業所内)	088-845-0624	
九州アスファルト工事業協同組合	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-8-2 村上ビル	092-713-5263	
九州シーリング工事業協同組合	810-0024	福岡県福岡市中央区桜坂2-1-3 荒川ビル21号	092-781-5660	
一般社団法人 福岡県防水工事業協会	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-8-2 村上ビル	092-713-5263	
福岡市防水事業協同組合	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-8-2 村上ビル	092-713-5263	
大分県防水・外壁改修工事業協同組合	870-0017	大分県大分市弁天2-3-1(㈱三宮工材内)	097-537-7822	
一般社団法人 熊本県防水工事業協会	860-0812	熊本県熊本市中央区南熊本3丁目8-16	096-373-8052	http://kwpa.jp/
宮崎県防水工事業協同組合	880-0927	宮崎市源藤町葉山205番地2 1階	0985-67-5500	http://www.m-bousui.jp
鹿児島県防水工事業協同組合	892-0844	鹿児島県鹿児島市山之口町7-41 大蔵ビル403号	099-239-2829	

アクアシール® 1400

シラン・シロキサン系表面含浸材

NETIS登録KT-070047-V

土木研究所の浸透性コンクリート保護材の性能基準暫定案に合格

塗布面



吸水防止層

- ・遮水性
- ・遮塩性
- ・水蒸気透過性

期待効果

コンクリート構造物

- 鉄筋腐食抑制
- 凍結融解抵抗性
- アルカリ骨材反応抑制
- 美観・景観維持

■特長

1.施工が容易、工程が少なく工期が短い

2.高濃度・高含浸

有効成分 90%以上
含浸深さ 0.20kg/m²:4~7mm 0.35kg/m²:6~9mm

3.安価(被覆工法の約1/3のコスト)

4.外観変化がなく、表面状態の確認や点検が容易

5.期待耐用年数15年

■ 表面保護工法設計施工指針(案)2005(土木学会)に基づく性能(品質)評価

試験項目	シラン系表面含浸材 評価基準	アクアシール1400評価	
		標準仕様 (0.20kg/m ²)	複合劣化対策仕様 (0.35kg/m ²)
外 観	変化なし、わずかに変化、 著しい変化のいずれか	変化なし	変化なし
含浸深さ	な し	4~7mm	6~9mm
透水抑制率	80%以上(グレードA)	グレードA	グレードA
吸水抑制率	80%以上(" A)	" A	" A
中性化抑制率	10%以下(" C)	" A	" A
塩化物イオン浸透抑制率	80%以上(" A)	" A	" A
透 湿 比	80~60%(" B)	" A	" A

試験方法：表面含浸材の試験方法(案) J S C E - K 5 7 1 - 2 0 0 5
基材：水セメント比W/C=50%のモルタル

問い合わせ先

SINCE 1932.
大同塗料株式会社

アクアシール会 <http://www.aquaseal.jp/>

大阪支店 TEL. (06) 6308-6281 / 東京支店 TEL. (03) 3642-8431

鉄筋腐食抑制
塩害対策 アルカリ骨材反応抑制
凍結融解抵抗性



各都道府県防水組合等一覧 (平成 30 年 1 月現在)

都道府県	名 称	〒番号	所 在 地	役職名	代表者名	電話番号	FAX番号
北海道	北海道防水工事業団体連合会	060-0032	札幌市中央区北2条東3丁目2-2 マルタビル札幌4階	会長	小仲 直樹	011-222-5206	011-222-0046
秋田県	秋田県防水工事業組合	010-1605	秋田市新屋勝平町13-23 (株)ヨシダアニー内	会長	開発 邦彦	018-864-6961	018-864-6992
青森県	青森県防水工事業協会	030-0802	青森市本町4-2-16 ヤマシ本町マンション1階	会長	高橋 栄一	017-762-7495	017-762-7496
岩手県	岩手県防水工事業協同組合	020-0122	盛岡市みたけ6丁目1-23 (有)摩ケミカル内	理事長	小林 敏英	019-646-8066	019-646-8067
宮城県	宮城県防水工事業協同組合	983-0836	仙台市宮城野区幸町3-11-10 東北レヂボン(株)内	代表理事	浅野日 孝之	022-292-6446	022-292-6447
山形県	山形県防水工事業組合	990-8678	山形市流通センター3-8-1 山建工業(株)内	組合長	森谷 純一	023-633-3003	023-626-1330
福島県	福島県総合防水工事業協同組合	963-8071	郡山市富久山町久保田字宮田100番地 郡山シーリング(株)内	代表理事	金澤 正夫	024-943-1330	024-943-1330
茨城県	茨城県防水工事業連合会	306-0234	古河市上辺見1-2664 (有)神原防水工業内	会長	神原 陽一	0280-31-3333	0280-31-3335
群馬県	群馬県防水工事業協同組合	371-0847	前橋市大友町2-29-31	理事長	柴崎 晟	027-254-3342	027-254-3342
栃木県	栃木県建築防水工事業協同組合	321-0345	宇都宮市大谷町1235-7	代表理事	木下 常雄	028-652-5020	028-616-2015
埼玉県	埼玉県建設防水工事業協同組合	339-0074	さいたま市岩槻区本宿37-1 (株)高信工業内	理事長	大澤 孝至	048-756-1622	048-756-1622
千葉県	千葉県建設防水工事業協同組合	260-0013	千葉市中央区中央4-14-1 不動産ビル2階	理事長	鎌信 雄司	043-222-4751	043-222-4734
(千葉市)	千葉都市防水工事業協同組合	260-0023	千葉市中央区出洲港9-10	理事長	下地 空男	043-242-8531	043-242-8531
東京都	東京都防水工事業協会	101-0025	千代田区神田佐久間町3-38 第5東ビル	会長	佐々木 浩	03-5833-2780	03-5833-2781
神奈川県	神奈川県建設防水事業協同組合	231-0002	横浜市中区海岸通り4-17 東信ビル5階	理事長	加藤 和之	045-212-1065	045-212-3464
(横浜市)	横浜市防水事業協同組合	231-0011	横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館4階	理事長	大久保 満	045-681-4492	045-681-4493
(川崎市)	川崎市防水工事協会の会	210-0914	川崎市幸区大宮町24 メゾン柏 (株)神奈川商會内	会長	武田 義雄	044-544-7877	044-544-6975
山梨県	山梨県建設防水協会	400-0836	甲府市小瀬町565 (有)中沢実業内	会長	中沢 龍雄	055-241-5198	055-241-5193
長野県	長野県防水事業協会	399-0039	松本市小室北1-19-6(株)仙嶺内	会長	林 靖稔	0263-58-3188	0263-58-5586
静岡県	静岡県防水工事業協会	424-0061	静岡市清水区大内263 不二化成(株)内	会長	石川 正治	054-345-7401	054-346-8866
愛知県	愛知県防水工事業協会	451-0044	名古屋市中区西区菊井1-15-1 岡田建材(株)内	会長	永谷 英夫	052-571-7611	052-561-2935
三重県	三重県防水工事業協会	514-0002	津市島崎町135-6 (株)アートテックエンジニア内	会長	村林 聡	059-222-0533	059-222-0544
岐阜県	岐阜県防水事業協会	507-0805	多治見市新富町2-16-3 (株)中部技研内	会長	田中 直樹	0572-22-7063	0572-24-3455
新潟県	新潟県防水工事業協同組合	950-0925	新潟市中央区弁天橋通1-7-4	理事長	吉井 清	025-287-2000	025-286-7690
富山県	富山県防水工事業協会	933-0917	高岡市京町11-32 一公工業(株)内	代表幹事	小島 一元	0766-23-0391	0766-23-0361
石川県	石川県防水事業協同組合	921-8062	金沢市新保本1-465 日精工業(株)内	理事長	新谷 陽一	076-236-2670	076-236-2670
福井県	福井県防水工事協同組合	918-8114	福井市羽水1-705 新明防水工業(株)内	理事長	房川 正己	0776-43-1265	0776-43-1265
大阪府	大阪防水工事業協会	532-0036	大阪市淀川区三津屋中3-9-26	会長	泉 勝之	06-6101-1000	06-6101-1001
京都府	京都防水工事業協会	601-8367	京都市南区吉祥院石原町14-1 東洋建材(株)内	会長	清水 克哉	075-662-1537	075-662-1537
滋賀県	滋賀県防水工事業協会	520-2152	大津市月輪1-13-9 (株)メイコウ内	会長	杉本 憲央	077-545-5512	077-545-0955
奈良県							
和歌山県	和歌山県防水事業協同組合	640-8319	和歌山市手平1-2-22 生駒労務経営事務所内	理事長	大芝 一眞	073-424-5723	073-426-5622
兵庫県	神戸防水協会	657-0035	神戸市灘区友田町3-2-1 棚田建材(株)内	会長	中村 彦士	078-841-3551	078-841-3553
岡山県	岡山県防水工事業協同組合	700-0063	岡山市北区大安寺東町22-17	理事長	川合 明	086-251-5020	086-251-5020
広島県							
山口県	山口県防水工事業協同組合	753-0212	山口市大字下小鯖字大島3952-11	理事長	岡村 授	083-941-3507	083-941-3514
鳥取県	鳥取県防水事業協同組合	682-0021	倉吉市上井81-1 鳥取県中部建築工務士会内	理事長	奥森 隆夫	0858-24-6557	0858-24-6559
島根県	島根県防水工事協会	699-0404	松江市宍道町東来待809-28 山陰防水建材南内	会長	堀内 満	0852-66-3988	0852-66-0338
徳島県	徳島県防水工事業協同組合	770-0801	徳島市上助任町蛭子122番地 (有)斎藤防水工業内	理事長	中條 秀人	088-622-2931	088-653-4259
香川県	香川県防水事業協会	769-0102	高松市国分寺町国分289-2 極東化成(株)内	会長	三好 啓一	087-874-4623	087-874-5192
愛媛県							
高知県	高知県防水工事業協会	781-0013	高知市藪野中町25-6 フルイチ(株)高知営業所内	会長	白坂 吉友	088-845-0624	088-846-0281
福岡県	一般社団法人 福岡県防水工事業協会	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-8-2 村上ビル	会長	山本 健治	092-713-5263	092-713-5411
(福岡市)	福岡市防水事業協同組合	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-8-2 村上ビル	理事長	永江 寿	092-713-5263	092-713-5411
(北九州市)	北九州市防水工事業協同組合	802-0082	北九州市小倉北区古船場町4-17 近藤ビル2階	理事長	月形 孝司	093-531-4607	093-531-4609
大分県	大分県防水・外壁改修工事業協同組合	870-0017	大分市弁天2-3-1 (株)三宮工材内	理事長	林 昇一	097-537-7822	097-537-7822
佐賀県	佐賀県防水改修技術協会	840-0024	佐賀市本庄町末次390-1	会長	山崎 計次郎	0952-23-8737	0952-23-8772
長崎県	長崎県防水工事業協同組合	852-8133	長崎市本原町26-15 博栄工業(株)内	理事長	明石 潤一	095-846-5667	095-849-4013
熊本県	一般社団法人 熊本県防水工事業協会	860-0812	熊本市中央区南熊本3-8-16	会長	松本 一	096-373-8052	096-373-8053
宮崎県	宮崎県防水工事業協同組合	880-0927	宮崎市源藤町葉山205番地 2 1 階	理事長	長峰 広志	0985-67-5500	0985-67-5501
鹿児島県	鹿児島県防水工事業協同組合	892-0844	鹿児島市山之口町7-41 大蔵ビル403	理事長	山崎 洋	099-239-2829	099-239-2829
沖縄県	沖縄県防水施工業協会	901-0301	糸満市字阿波根 495-1 沖縄古賀防水工業(株)内	会長	古賀 博美	098-994-3678	098-994-0979

(注) 〇は特別会員 都道府県の()内は政令指定都市

編集後記

本号ではタイムリーな特集として「建設業における働き方改革」を取り上げ、国（国土交通省）の立場から、また総合建設業者団体である日本建設業連合会（略称：日建連）の立場から、それぞれご執筆いただきました。

もう一つの特集として、本年秋より運用開始が予定されている「建設キャリアアップシステム」について、（一財）建設業振興基金のご担当部門にご執筆いただきました。大変参考になる内容ですので、是非ご一読いただければと思います。執筆者の方々には、ご多忙のところ、ご執筆いただきましたことに対し、改めて御礼申し上げます。

また恒例企画である防水施工管理技術者「資格更新レポート」の優秀作ですが、数多くの作品の中から厳しい審査を経て選ばれており、全国の当協会会員会社には、素晴らしい考えをお持ちの方がおられるものと毎回感心しております。

建設業界は依然として難しい諸問題を抱えておりますが、防水工事業界が一致団結して解決の方向に向かい、本年がさらにより良い年となることを願ひまして、編集後記とさせていただきます。

平成30年度通常総会日程

本部の平成30年度通常総会の開催日が下記の通り決定しました。会員の皆様多数のご出席をお願いいたします。

開催日：平成30年6月1日(金)

開催場所：ホテル グランドパレス

※総会後に懇親会がございます。

東京都千代田区飯田橋 1-1-1 TEL 03-3264-1111

都営地下鉄新宿線・半蔵門線 九段下駅下車 徒歩3分

東京メトロ東西線 九段下駅下車 徒歩1分

JR 線・都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅 徒歩7分

広告索引 (五十音順)

アーキヤマデ	4
アスファルトルーフィング工業会	50
イーテック	53
イワタ	51
宇部興産	51
エイ・アール・センター	4
オーケーレックス	52
大関化学工業	2
香川鉄工	53
化研マテリアル	表3
関東防水管理事業協同組合	6
勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部	31
K・Cアスカ	52
合成高分子ルーフィング工業会	50
住ベシト防水	53
セブンケミカル	30
全国アロンコート・アロンウオール防水工事業協同組合	54
全国イーテック防水工業会	53
全国ケミカスルーフ防水協同組合	4
全国サンタック防水工事業協同組合	53
全国ポリルーフ工業会	54
ソトウ	51
双和化学産業	54
タイセイ	1
ダイフレックス	49
大同塗料	46
田島ルーフィング	表2, 6
ディックブルーフィング	56
ディックブルーフィング工業会	56
東西アスファルト事業協同組合	表2
日新工業	表4
日本リベトルーフ防水工事業協同組合	4
日本防水材料連合会	50
パークス環境	56
ハセガワケミカルシート販売	4
白水興産	3
長谷川化学工業	4
早川ゴム	53
フェザーフィールド	2
ミツ星ベルト	52
山装	54
ユナイト	55
ユナイト防水工業会	55
ロンシール工業	3
ロンブルー防水事業協同組合	3

全防協 No.29

2018年1月26日発行

発行人——有山 幸治郎

発行所——一般社団法人 全国防水工事業協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4 全農薬ビル

TEL. 03-5298-3793 FAX. 03-5298-3795

ホームページ <http://www.jrca.or.jp>

編集・制作——株式会社 新樹社

〒110-0005 東京都台東区上野7-11-6 上野中央ビル

TEL. 03-5828-0311 FAX. 03-5828-0312

ホームページ <http://bousui.press-shinjusha.co.jp/>